

2 0 2 6 年度

一橋大学法科大学院

学 生 便 覧

法学研究科法務専攻

(専門職学位課程)

※この便覧に記載されている事項に変更が生じた場合や、教務に関する重要なお知らせは、都度大学よりご連絡します。メールやローライブラリーで最新情報を各自ご確認ください。

目 次

法科大学院学年暦	1
(カレンダー)	2
I 法学研究科法務専攻(法科大学院)の履修課程等	
1 履修方法、成績評価、証明書等について	4
(1) 修了要件	4
(2) 授業科目の種類と履修の方法	4
(3) 履修登録	5
(4) 成績評価	6
(5) 進級・修了判定	6
(6) 追試験・再試験	7
(7) 進級要件及び修了要件におけるGPA制度について	7
(8) 担任制度について	8
(9) 飛び級・早期卒業・5年一貫型特別選抜入学者の学修相談について	8
(10) 留年・休学・退学・在学年限	9
(11) 病気等による欠席について	10
(12) 感染症による出席停止措置について	11
(13) 答案・レポート課題の返却について	12
(14) 合理的配慮の一環としての授業録音について	12
(15) 司法試験の在学中受験資格取得について	12
(16) 各種証明書の発行について	13
(17) 法科大学院からのお知らせについて	13
(18) 写真及び動画の撮影について	13
(19) 法科大学院事務室(3階)について	14
(20) 法科大学院資料室(2階)について	14
2 カリキュラム	15
(1) 履修要件	15
(2) 講義表	19
(3) 時間割	22
3 教務上の決定事項	27
(1) 出席要件制度及び出欠の確認方法等について	27
(2) 中間試験・レポート等の課題の調整の方法について	27
(3) 試験実施・成績評価・成績の通知・試験答案等の返却方法等について	27
(4) 3年次秋冬学期における、就職活動、サマークラークを理由とする欠席の扱いについて	28
4 エクスターンシップ、法律相談クリニック	30
5 法曹コース学生による法科大学院科目先行履修実施要綱	35
6 法曹コース出身学生による法科大学院科目既修得単位認定実施要綱	37

7	入学前の既修得単位の認定要綱	39
8	ビジネスロー・コース	40
9	オフィスアワー	45
II	法科大学院教員一覧	44
III	法科大学院資料室の利用	46
IV	法科大学院科目等履修生	48
V	学修上の各種相談について	49
	一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則	51
	一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）細則	65
	キャンパス施設配置図（含喫煙場所案内、駐輪場・駐車禁止ゾーン案内）	68

【注意】この学生便覧には、法科大学院の教務関係の案内を掲載しています。

本学大学院生に共通するその他の事項（附属図書館、情報基盤センター、奨学金・授業料免除、国際学生宿舎、保健センター、学外研修施設等）については、本学教務課発行の「学生便覧 2026 年度 一橋大学大学院」に掲載されています。

2026年度法科大学院学年暦

4	新入生全研究科合同ガイダンス	※オンライン（オンデマンド方式）で実施予定
	法科大学院新入生ガイダンス	4月1日（水）
	健康診断（新入生）	4月2日（木）
	入学式	4月5日（日）
	健康診断（在学生）	4月上旬予定
	3年次必修科目 問題解決実践 第1回授業	4月6日（月）
	2年次必修科目 刑事法演習Ⅰ	4月8日（水）
	3年次必修科目 民事法務基礎、民事裁判基礎Ⅱ 第1回授業	
	春夏学期 履修登録期間	4月8日（水）～4月15日（水）
	春夏学期 授業開始	4月9日（木）
	健康診断（上記に受診できなかった者）	4月下旬予定
	祝日授業日	4月29日（水）
5	（他曜日の授業開講日）水曜授業日	5月7日（木）
	（他曜日の授業開講日）火曜授業日	5月8日（金）
7	春夏学期 試験期間	7月21日（火）～7月27日（月）
	夏季 授業休業期間	7月28日（火）～9月13日（日）
	法科大学院オープンキャンパス	8月1日（土）
8	2年次自由選択科目 エクスターンシップ 夏期	8月～9月（各自の日程による）
	2年次選択科目 法社会学（夏期集中講義）	担当教員指定の日程による
	3年次選択科目 金融商品取引法（夏期集中講義）	担当教員指定の日程による
	春夏学期 成績発表	8月18日（火）
	春夏学期 成績説明請求期間	8月18日（火）～8月25日（火）（土日祝日を除く）
	春夏学期 再試験・追試験	8月26日（水）
9	春夏学期 最終成績発表 （夏期集中講義、エクスターンシップは別途発表となる場合があります。）	9月2日（水）
	秋冬学期 履修登録期間	9月11日（金）～9月18日（金）
	秋冬学期 授業開始日	9月14日（月）
	創立記念日	9月24日（木）※授業あり
	2年次自由選択科目 法律相談クリニック	9月～1月（担当教員指定の日程による）
10	エクスターンシップ夏期 成績発表	10月1日（木）予定
	祝日授業日	10月12日（月）
11	祝日授業日	11月3日（火）
	授業休業日（国立）	11月20日（金）補講の可能性あり ※ビジネスロー・コースは授業あり
	一橋祭	11月21日（土）～11月23日（月祝）予定
12	科目によって補講・試験等を行う可能性あり	12月17日（木）、12月22日（火）～12月28日（月）
1	2年次自由選択科目 エクスターンシップ 冬期	1月～2月（各自の日程による）
	秋冬学期・通年科目 試験期間	1月4日（月）～1月8日（金）
	共通到達度確認試験（1年次対象）	1月10日（日）
	冬・春季 授業休業期間	1月9日（土）～3月31日（水）
	秋冬学期・通年科目 成績発表	1月28日（木）
	秋冬学期・通年科目 成績説明請求期間	1月28日（木）～2月4日（木）（土日祝日を除く）
2	秋冬学期・通年科目 再試験・追試験	2月8日（月）
	秋冬学期・通年科目 最終成績発表 （エクスターンシップ、法律相談クリニックは、別途発表となる場合があります。）	2月12日（金）
	1年次進級試験	2月15日（月）
	エクスターンシップ冬期、法律相談クリニック 成績発表	2月19日（金）予定
	1年次進級試験 成績発表	2月22日（月）
3	1年次進級試験再試験・追試験	3月1日（月）
	1年次進級試験再試験・追試験 成績発表	3月5日（金）
	学位記授与式（修了式）	3月18日（木）

2026年度法科大学院学年暦

※ビジネスロー専攻必修科目は千代田キャンパスの学年暦に基づき授業が実施されます

※LS…ロースクール（法科大学院）

※BLC…法科大学院3年次「ビジネスロー・コース」

春学期	4/1～6/1	夏学期	6/2～9/11
秋学期	9/12～11/5	冬学期	11/6～3/31

2026.1月時点

※日付の左下の青い数字は、各曜日の国立キャンパスの授業回数です。

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1 LS新入生 ガイダンス	2 2年必修：刑事法演習Ⅰ 3年必修：民事法務基礎、民事裁判基礎Ⅱは 4/8（水）に第1回授業を行う	3	4
5 入学式	6 3年必修：問題解決実践は 4/6（月）に第1回授業を行う	7	8 春夏学期履修登録期間（4/8水～4/15水） （全学と同じ）	9 （授業開始） 1	10 1	11
12	13	14	15	16	17	18
	1	1	1	2	2	
19	20	21	22	23	24	25
	2	2	2	3	3	
26	27	28	29 祝日授業日	30		
	3	3	3	4		

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1 12	2 12	3 12	4
5	6 12	7 13	8 13	9 13	10 13	11
12	13	14	15	16	17	18
			7/15,16,18 司法試験（論文式）			
19	20 司法試験 （短答式）	21	22	23	24	25
		LS春夏学期試験期間（7/21火～7/27月）				
26	27	28	29	30	31	

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1 4	2
3	4	5	6	7 水曜授業日 水4	8 火曜授業日 火4	9
10	11 4	12 5	13 5	14 5	15 5	16
17	18 5	19 6	20 6	21 6	22 6	23
24	25 6	26 7	27 7	28 7	29 7	30
31						

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18 春夏学期 成績発表	19	20	21	22
		成績説明請求期間（8/18～8/25）				
23	24	25	26 春夏学期 再試験・追試 試験	27	28	29
30	31	夏期休業期間中も、以下の授業・行事等が行われます。 ・金融商品取引法 集中講義 ・法社会学 集中講義 ・エクスターンシップ ・法律文書作成ゼミ、法律相談クリニック、発展ゼミⅡ 募集 ・3年次後期 ビジネスロー・コース募集				

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1 7	2 8	3 8	4 8	5 8	6
7	8 8	9 9	10 9	11 9	12 9	13
14	15 9	16 10	17 10	18 10	19 10	20
21	22 10	23 11	24 11	25 11	26 11	27
28	29 11	30 12				

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2 春夏学期最終成績 発表（再試・追 試・成績訂正等）	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
	秋冬学期履修登録期間（9/11金～9/18金） （全学と同じ）					
20	21 1	22 1	23 1	24 1	25 1	26
27	28 2	29 2	30 2			

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1 エクスターンシップ夏 期成績発表（予定） 3	2 3	3
4	5 3	6 3	7 3	8 4	9 4	10
11	12 祝日授業日 4	13 4	14 4	15 5	16 5	17
18	19 5	20 5	21 5	22 6	23 6	24
25	26 6	27 6	28 6	29 7	30 7	31

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1 ①	2
3	4	5	6	7	8	9
LS秋冬学期試験期間（1/4月～1/8金）						
10 共通到達度 確認試験	11 ⑪	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28 秋冬学期 成績発表 成績説明請求期間（1/28～2/4）	29	30
31	冬期休業期間中も、以下の授業・行事等が行われます。 ・エクスターンシップ、法律相談クリニック、模擬裁判（民事） ・次年度法学研究、発展ゼミ 募集 ・（修了予定者対象）科目等履修生 募集 ・2027年度3年生問題解決実践 課題提示3/22、起案提出3/29㍻（予定）					

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 7	3 祝日授業日 7	4 7	5 8	6 8	7
8	9 8	10 8	11 8	12 9	13 9	14
15	16 9	17 9	18 9	19 10	20 ※BLC授業日 休講（国立）	21 一橋祭11/21 ～11/23
22	23 ⑬	24 10	25 10	26 11	27 10	28
29	30 10					

※11月20日（金）はBLC授業日

※11月20日（金）は全学学年暦では休講ですが、LSでは補講が入る可能性があります。また、ビジネスロー専攻必修科目は千代田キャンパスの学年暦に基づき授業が実施されます。

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	成績説明請求期間（1/28～2/4）					
7	8 秋冬学期 再試験・追試 試験	9	10	11 ⑪	12 秋冬学期最終成績 発表（再試・追 試・成績訂正等）	13
14	15 1年次 進級試験	16	17	18	19 エクスターンシップ冬 期・法律相談クリニッ ク 成績発表（予定）	20
21	22 1年次進級試験 成績発表	23 ⑬	24	25	26	27
28						

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1 11	2 11	3 12	4 11	5
6	7 11	8 12	9 12	10 13	11 12	12
13	14 12	15 13	16 13	17	18 13	19
20	21 13	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

※12月17日（木）、22日（火）～28日（月）はLSでは補講・試験等が入る可能性があります。

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1 1年次進級試験 再試験・追試 試験	2	3	4	5 1年次進級試験 再試験・追試 成績発表	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18 修了式	19	20
21	22 ⑬	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

I 法学研究科法務専攻（法科大学院）の履修課程等

1 履修方法、成績評価、証明書等について

以下は、後掲の「一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大学院)規則」(以下「規則」という)及び「法学研究科法務専攻(法科大学院)細則」(以下「細則」という)のうち、授業に関する主な項目です。詳細は、規則及び細則を参照してください。

(1) 修了要件

- ① 法科大学院の修了要件は、3年以上在学し、93単位以上を修得することとします。
- ② ただし、法学既修者と認められた者は、1年間在学し30単位（「憲法Ⅰ・Ⅱ」、「民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「刑法Ⅰ・Ⅱ」、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」）を修得したものとみなされるので、入学後2年以上在学し、63単位以上を修得することで足りるものとします。

(2) 授業科目の種類と履修の方法

一橋大学では4学期制が導入されています。ただし、法科大学院ではカリキュラム上はこれまでのセメスター制を維持して、各科目の授業進行及び単位認定は、『春夏学期（春学期に履修登録を行い、夏学期末に単位認定）』、『秋冬学期（秋学期に履修登録を行い、冬学期末に単位認定）』及び『通年（春学期に履修登録を行い、冬学期末に単位認定）』で行っています。

①（必修科目）

- (1) 必修科目は、全員が指定された期間（春学期及び夏学期、秋学期及び冬学期、通年のいずれか）に履修しなければなりません。

②（選択科目）

- (1) 選択科目は、各選択科目群の中から任意の科目を選択して必要単位数を履修しなければなりません。
- (2) 選択科目は、必要単位数を超えて履修することができます。
- (3) 3年次において、発展ゼミⅠ・Ⅱのそれぞれに代えて、選択科目群B-2の科目を履修することができます。
- (4) 研究論文を執筆したいと考えている者は、2年次終了時に指導を希望する教員（法科大学院の法学を専攻する専任教員及び兼任教員）の承認を得て、3年次において、その教員の指導の下に「法学研究」（通年4単位）を履修することができます。特に、研究者を志望する者（大学院博士後期課程の応用研究コース進学希望者を含む）については、履修が推奨されます。この科目を履修した場合、選択科目群B-1-1、B-1-2、又はB-2の中のいずれか合計4単位分の科目に読み替えることができます。

③（自由選択科目）

自由選択科目（「エクスターンシップ」、「法律相談クリニック」）を履修した場合は、各

1 単位が与えられます。この単位は修了必要単位に加算されます。法学既修者は 2 年次において進級要件を満たすために、これらの科目を履修するか、又は、2 年次に履修すべき選択科目を 1 科目多く履修しなければなりません。なお、これらの科目の履修を希望する者は、別に定めるエクスターンシップ実施要綱、法律相談クリニック実施要綱にしたがって、研修を受けなければなりません。

④ (ビジネスロー・コース)

(1) 3 年次のビジネスロー・コースは、一般コースの授業の一部(発展ゼミⅡ、選択科目のうち選択科目群 B-1-2、B-2)を履修することに代えて、学術総合センター(千代田キャンパス)で週 1 日受講することになります。

(2) ビジネスロー・コースの募集方法、コース修了認定その他については、別に定めています。なお、ビジネスロー・コースの希望者が定員を超えた場合には、履修済み科目及びその成績等に基づいて選抜されます。

⑤ (シラバス)

シラバスは、一橋大学 WEB サイト上の学務情報システム CELS (下記 URL) から閲覧してください。

<https://syllabus.cels.hit-u.ac.jp/>

ID、パスワードとも空白でログインでき、過去のシラバスも閲覧できます。ただしこのページからは、各科目担当教員の連絡先を参照することができません。

入学後に一橋認証 ID、パスワードが発行された後は、下記 URL から CELS にログインしてシラバスを閲覧すると、各科目担当教員の連絡先も参照することができます。

<https://cels.hit-u.ac.jp/campusweb/>

(3) 履修登録

① (履修登録)

履修については、春学期及び秋学期の所定の期間内に、CELS により履修登録をしなければなりません。期限内に登録がない場合、その学期中の科目履修が不可能となりますのでくれぐれも注意してください。

② (履修登録の上限)

必修科目・選択科目・随意科目・自由選択科目を通じて、履修科目として登録できる総単位数は、1 年次は合計 33 単位、2 年次は合計 36 単位、3 年次は合計 36 単位を上限とします。

③ (重複履修の制限等)

同一科目については、「発展ゼミⅠ」、「発展ゼミⅡ」及び規則第 10 条第 7 項、第 11 条第 3 項、第 12 条第 2 項の定めによる再履修科目を除いて、反復して履修することができません。また、開講時限が重複している科目を同時に履修することはできません。

④ (履修撤回・履修変更について)

本学の学部や大学院他研究科・他専攻とは異なり、法科大学院には履修撤回・履修変更制度はありません。学務情報システム CELS から全学一斉メールで履修撤回・履修変更についてのお知らせが来ることがありますが、法科大学院は該当しませんのでご注意

ください。

⑤ (聴講制度について)

法科大学院には、聴講制度はありません。(ただし、特に認められる場合はこの限りではありません。)

(4) 成績評価

① 各科目における成績評価の基準は次のとおりであり、D以上を合格とします。

A (到達目標を達成しており、きわめて優秀)

B (到達目標を達成しており、優秀)

C (到達目標を達成しており、能力や知識が望ましい水準に達している)

D (到達目標に照らし、一応の水準には達しているが、望ましい水準に達するためにはなお努力を要する)

F (到達目標に達していない。不合格)

② 以下の科目の評価は、①にかかわらず、E (合格) 又はF (不合格) のみです。

「発展ゼミⅠ」、「発展ゼミⅡ」、「エクスターンシップ」、「法律相談クリニック」、「法学研究」、「導入ゼミ」、「法律文書作成ゼミ」、「模擬裁判(民事)」、「模擬裁判(刑事)」、「問題解決実践」

③ 剽窃行為、不正行為又はそれに準ずる行為をした者に対して厳格に対処します。

(5) 進級・修了判定

進級または修了するためには、まず各年次において、必要な単位を修得しなければなりません。必修科目を落としたり修得単位数が足りなかったりした場合は、進級・修了ができません。

① 未修1年生については、年度末に「憲法」、「民法」、「刑法」、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」の5科目について、進級試験を実施しています。進級するためには5科目全ての試験に合格する必要があります。不合格科目については後日再試験を実施しますが、再試験でも不合格となった場合、進級はできません。

また、「共通到達度確認試験」において、法科大学院教授会が設定する水準の成績を収めることも進級要件となります。所定の成績を収めることができなかった場合、再試験に相当する措置を講じます。

加えて、1年次における必要履修単位数及び必修科目 GPA 基準 1.7 により進級判定を行います(なお、必要履修単位数不足あるいは必修科目 GPA 基準 1.7 未滿となり1年次での留年が確定した場合には、当該年度の進級試験は受験できません)。

1年次留年者は、前年度に合格していた科目を含め、全ての必修科目を再履修しなければなりません。

② 2年生・3年生については、それぞれの必要履修単位数及び必修科目 GPA 基準 1.7 により進級・修了判定を行います。

2年次・3年次留年者は、単位を修得できなかった必修科目及び単位が不足していた選択科目群の科目を履修しなければなりません。さらに、GPA が基準値を満たさず留年し

た場合は、上記に加え必修科目で成績評価がD以下であったものも再履修が必要です。

既に単位を修得していた科目も再履修できますが、修了必要単位には含まれません。なお、この場合には前年度の成績にかかわらず、再履修した年度の成績をもって当該科目の成績評価とします。2 年次留年者は、留年事由が必要履修単位数の不足か必修科目 GPA 基準の不足のどちらかだけであれば、3 年次の科目のうち、選択科目及び「発展ゼミ I」を履修することができます。

2 年次・3 年次留年者は、それぞれの履修単位数の上限の範囲内に限って履修することができます。

- ③ 進級・修了判定時に休学中である場合には「休学による原級留置」とみなされ、成績不良による留年扱いにはあたりません。ただし、在学年限までに進級・修了できなければ除籍となりますので、ご注意ください。

(6) 追試験・再試験

期末試験の追試験及び再試験等については、規則及び細則に規定するとおりです。手続きについては各試験期間前に案内しますが、特に再試験については法科大学院長が実施を決定した場合にのみ実施するものであり、期末試験で不合格となったからといって必ず受けられるものではない点に注意してください。

(7) 進級要件及び修了要件における GPA (Grade Point Average) 制度について

一橋大学法科大学院では進級及び修了要件に必修科目の GPA (Grade Point Average) による要件を導入しています。これは、成績（成績自体は ABC 等で評価します）を数値化して平均し、この値が一定の基準値を満たすことを進級や修了の要件とする制度であり、具体的には以下のように運用されます。

1. GPA の算出方法及び基準値

当該年度における履修科目の単位数に、5 段階評価の科目の成績が A であれば 4、B であれば 3、C であれば 2、D であれば 1、F であれば 0（E、F 評価のみの科目を除く）を乗じた数を合計し、それを履修登録単位数で割ったものを当該年度の GPA とします。

*GPA の計算式

$$\frac{4 \times A \text{ 取得単位数} + 3 \times B \text{ 取得単位数} + 2 \times C \text{ 取得単位数} + 1 \times D \text{ 取得単位数} + 0 \times F \text{ 取得単位数}}{\text{総履修登録（必修科目）単位数}}$$

ただし、法科大学院では必修科目（選択必修科目である英米法・法律英語及びビジネスロー・コース必修科目は除く）のみを算入対象とし、これを必修科目 GPA といいます（CELS に表示される GPA もこの必修科目 GPA です）。

そして、このように計算した必修科目 GPA について、その基準値を 1.7 とします。この基準値に満たない学生は進級または修了できません。たとえば、成績評価においては「望ましい水準」に達している場合には C 評価となりますが、すべての必修科目で C をとれば必修科目 GPA は 2 となり基準値を満たしますので、むやみに怖がる必要はありません。しかし、すべての必修科目の成績が D であった場合、必修科目 GPA は 1.7 未満となりますので、必

要な単位を修得していても進級または修了できないことになります。

2. GPA 判定による進級・修了不可の場合の再履修

上記1による必修科目 GPA が 1.7 未満 となって留年した場合には、前年度の必修科目で成績評価がD以下であったものを再履修しなければなりません。また、成績評価がCであったものも再履修することができます。いずれの場合も、前年度の成績にかかわらず再履修したときの成績をもって当該科目の成績評価とします。つまり、前年度はCであっても再履修してDの評価を得た場合には、最終的な成績はDとなります。なお、1年次で留年したときには、休学による原級留置の場合を除き、全必修科目を再履修しなければなりません。

留年した年度の必修科目 GPA は、再履修した科目については再履修した成績で、それ以外の科目については前年度の成績で算出します。もちろん、これも基準値を満たさなければなりません。

これにより、進級や修了の判定が厳格かつ適正になり、法科大学院の学生の学力水準を確保することに寄与すると期待されます。学生と教員とが一緒になり、緊張感に満ち、かつ、着実に学習のできる環境を作っていきましょう。

また留年者には、次の学年の間、法科大学院長又は教務担当委員が継続的に学修上の相談に応じますので積極的に申し出てください。

(8) 担任制度について

一橋大学法科大学院では、未修者教育をより一層充実させるという観点から、未修1年次の学生に対して、担任制度を設けています。詳細については以下のとおりです。

- 1 各学生に対して、主担任教員及び副担任教員をそれぞれ1名充てることとします。
- 2 1年次在学中は夏学期末、冬学期末に、その主担任教員又は副担任教員(以下、教員という)と面談を行うこととします。なお、面談の実施時期については各学期末試験後(成績発表後)を予定しています。面談の日時等については担当教員との協議により調整するものとします。
- 3 前項の面談においては、前項の学生は、教員に対して学修状況を報告し、教員は、当該学生に対して適切な指導を与えるものとします。
- 4 学生は、勉学、学生生活に関する事項等について指導・助言を求めるため、第2項の面談に限らず、担任の教員に面談を求めることができます。

(9) 飛び級・早期卒業入学者・5年一貫型特別選抜入学者の学修相談について

飛び級、早期卒業制度又は5年一貫型特別選抜によって法科大学院に入学した者には、未修1年次の学生と同様に担任教員が割り当てられます。学修相談を希望する場合は、担任教員にその旨を申し出てください。また担任が学修相談を実施する必要があると判断した場合にも、面談が実施されます。

担任以外の各教員に対して、オフィスアワーを利用した学修相談を申し込むことも可能です。

(10) 留年・休学・退学・在学年限

留年は、1年次に1回、2・3年次に1回、休学は、1年次に1年間、2・3年次に2年間を限度とします。この制限内に進級又は修了できない者は、除籍となります。

さらに、在学年限（休学期間を除いた、大学に在籍してられる期間）が1年次においては2年に、2年次・3年次においては合計で3年に制限されています。在学年限を超えても除籍となりますので、留年・休学をする際には、予めその後の学修計画を適切に立てるようにしてください。

休学は、継続して就学する意思があるにもかかわらず、疾病その他の外的事情によって一時的に修学することが困難な場合に認められる（一橋大学学則9条－11条参照）のであって、それ以外の事由は休学制度の趣旨に適合しないと判断されます。

※留年者が年度途中で進級・修了要件を満たした等の理由により、新たに修得する科目がなく休学を希望する場合には、別途事務室まで相談してください。

3年次には通年科目があるため、通年科目修得前に3年次のいずれかの学期を休学した場合、修了するためにはもう1年間通しての在学が必要となりますのでご注意ください。

◎休学・退学の手続きについて（新規及び期間を延長する場合等）

下記の定められた期限までに申請書類を提出し、当該学期開始前までに休学許可が下りた場合、休学する学期の間の授業料は発生しません。ただし、期限を過ぎて申請した場合は休学が認められた日が含まれる学期分の授業料が発生する可能性がありますので、必ず期限までに法科大学院事務室で手続きをしてください。

やむを得ない事情により期限を過ぎてから休学する必要が生じた場合は、すぐ法科大学院事務室へ連絡してください。

休学開始学期	手続き期限
春学期	前年度2月末
夏学期	4月末
秋学期	7月末
冬学期	9月末

休学を希望する場合には、それまでの学期（学期途中休学の場合はその学期も含む）の授業料納入が完了していなければ申請できません。

なお、学期途中の休学となった場合でも、当該学期の授業料の払い戻しは行いません。

年度途中で休学する場合、それまで履修していた科目でも成績評価時に休学身分ですと成績がつきませんので注意してください（夏学期から休学する場合の春夏学期科目、秋学期から休学する場合の通年科目など）。

休学許可の認定は法科大学院教授会にて承認後、一橋大学長が行うため、時間がかかります。まずは法科大学院事務室まで事前に相談をして下さい。

申請した休学期間に変更がない場合は、休学期間満了後に自動的に復学となります。そ

れよりも早く復学を希望する場合は別途手続きが必要となりますので、法科大学院事務室に相談をして下さい。

退学許可の手続きも休学の手続きと同様になります。

(11) 病気等による欠席について

◎欠席時の連絡方法

授業を欠席する場合には、原則として**事前に**、下記の連絡先にメールでご連絡ください。

宛先 (to) :欠席する授業の担当教員

同報 (cc) :法科大学院事務室 (lsjimu-all@ad.hit-u.ac.jp)

法科大学院資料室 (ls-library@law.hit-u.ac.jp)

※担当教員のアドレスは、学生便覧の「Ⅱ 法科大学院教員一覧」に記載があります。
ここに記載のない教員のアドレスは、CELS にログインした上で、シラバスにて確認してください。

◎出席要件制度について

法科大学院では出席要件制度を設けています。欠席は平常点に影響するだけでなく、進級要件・修了要件・単位認定に関わりますので、体調不良による欠席を減らすよう、各自で体調管理に努めてください。

※出席要件制度については、「3 教務上の決定事項 (1) 長期欠席者等の取扱い、出欠の確認の方法等について」を参照してください。進級要件・修了要件・単位認定に関わる重要な事項ですので、必ず確認をして下さい。

なお、欠席日・欠席回数については、必ず記録を残し、学生自身で把握をしておくようにしてください。

◎出席要件配慮願について

病院での受診・忌引き・同居家族の看病による欠席の場合は、「出席要件配慮願」を提出することで出席要件の配慮が受けられます。出席要件配慮が適用される事由は、原則上記の理由に限定されていますのでご注意ください。

「出席要件配慮願」の書式は、法科大学院ウェブサイトまたは **manaba** 事務手続きコースからダウンロード可能なほか、法科大学院事務室でも配布しています。

なお、「出席要件配慮願」を提出した場合でも、「欠席による平常点の扱い(評価)」は各科目担当教員の裁量に委ねられています。

(出席要件配慮願 提出時の諸注意)

・提出書類について

「出席要件配慮願」のほか、事実を確認できる書類の提出が必要となります。事実を確認できる書類の提出ができない場合には、出席要件配慮願を受理することはできません。

事実を確認できる書類の例

(病院での受診) 診療明細書 (原本不要・写しで可)

(忌引き) 会葬礼状、葬儀の案内状 (メール等) (いずれも原本不要・写しで可)

インフルエンザ等感染症による出席停止措置については「(12) 感染症による出席停止措置について」を参照してください。

「出席要件配慮願」は欠席日以降速やかに法科大学院事務室に提出してください。欠席のタイミングによっては、成績評価への反映が間に合わなくなる恐れもありますので、遅くても欠席日以降 1 週間以内を目安にご提出をお願いいたします。

(12) 感染症による出席停止措置について

1 第 1 種、第 2 種の感染症に罹患した場合には、医師の診断に基づき出席停止となります。感染症の種類については学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則を参照してください。

2 出席停止の期間については、次表の期間を基準として、医師に治癒したと診断されるまでとなります。

第 1 種、第 2 種の感染症 (ただし下表*印の感染症を除く) については、医師の発行する「病名、罹患期間、治癒したことが記載された診断書 (又は感染症治癒証明書)」、及び「出席要件配慮願」を事務室に提出することで、出席停止の解除となります。

下表*印の感染症については、医療機関の診療明細書 (原本不要・写しで可) 及び「出席要件配慮願」に①発症日②診断日③医師から指示を受けた出席停止期間を明記の上、事務室に提出してください。

3 第 1 種、第 2 種の感染症に罹患した場合には、保健センターに電話 (042-580-8172) で連絡してください。

4 第 1 種、第 2 種の感染症に罹患した場合にも、「(11) 病気等による欠席について」を参照のうえ、手続きを行ってください。

感染症の種類	出席停止の期間
第 1 種	完全に治癒するまで。

第2種	次の期間。ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。 ・ <u>新型コロナウイルス感染症（＊）</u> にあつては、発症後5日間を経過し、かつ症状軽快から24時間経過するまで。 ・ <u>インフルエンザ（＊）</u>（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 ・ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。 ・ 麻疹にあつては、解熱した後3日を経過するまで。 ・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 ・ 風疹にあつては、発疹が消失するまで。 ・ 水痘にあつては、すべての発疹が痂皮化するまで。 ・ 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。 ・ 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎にあつては、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。
-----	--

(13) 答案・レポート課題の返却について

各科目の答案やレポート課題の返却については、事務室にて返却の準備が出来次第、メール・学内掲示等によりお知らせします。担当教員より授業中に返却の指示があった場合でも事務室からの連絡がないときはまだ準備が出来ていない状態ですので、返却は出来ません。また、受領の際は学生証の提示が必要となります、学生証持参の上事務室までお越し頂き、受領簿にサインをした上で受け取って下さい。

なお、担当教員がオンラインで直接返却する場合は、この限りではありません。

(14) 合理的配慮の一環としての授業録音について

本学においては、障害等による要支援学生への合理的配慮の一環として、担当教員の了承のもと、要支援学生が授業の録音を行う場合があります。

双方向授業においては、時として当該学生以外の学生の発言が記録されることを避けることはできませんが、上記の必要性に基づく録音について、ご理解・ご協力頂くようお願いいたします。

(15) 司法試験の在学中受験資格取得について

司法試験を受験するためには、従来、法科大学院の課程の修了又は司法試験予備試験の合格が必要でしたが、法曹資格取得までの時間的・経済的負担の軽減を図るための方策として、令和5年司法試験から、法科大学院の課程に在学する者であって、一定の要件を満たした者についても、司法試験を受験できるようになりました（以下、この制度の下での受験資格のことを「在学中受験資格」といいます）。制度の詳細については法務省ウェブサイト等により各自ご確認ください。

本学では、3年次に進級できれば自動的に在学中受験資格を取得できます。進級できなければ、単位要件を満たしていても在学中受験資格は認められません。

(16) 各種証明書の発行について

教務課（西キャンパス本館1階）前に設置されている証明書自動発行機により、在学証明書、成績証明書（2019年度履修分から）、健康診断書及び学割証が発行できます。その際、法科大学院事務室での申請は必要ありません。

証明書自動発行機の利用には入学時に配付された学生証、一橋認証ID通知ハガキに記載されたPINコード（2021年度以降入学生のみ）が必要となります。PINコードを忘れた場合、西本館1階の教務課教務係（学務担当）の窓口に応し出てください。

証明書自動発行機に不具合が生じた場合は、教務課にお知らせください。

証明書自動発行機が使用できない場合は、法科大学院事務室窓口にご申請ください。なお、その場合、即日発行はできませんのでご了承ください。

(17) 法科大学院からのお知らせについて

法科大学院から法科大学院学生の皆さんへのお知らせは、主に大学Gmail（学籍番号アドレス）宛てにメールを送信します。大学Gmailは各自随時確認し、各種申請・手続きの漏れや提出期限の認識ミス等がないようにしてください。一部資料やお知らせはローライブラリーおよびmanabaへ掲載するものもあります。また、大学への問い合わせがある場合も、大学Gmailからメールするようにしてください。

学生生活全般に関する情報については、本学のWebサイト（<https://www.hit-u.ac.jp/>）の「在学生の方へ」のページやCELS上の掲示板等にも記載がありますので活用ください。

大学からの連絡に関する注意事項として、学務情報システムCELSから一斉送信されるお知らせの中には、法科大学院生が対象とならないもの（履修撤回・履修変更など）があります。特に授業期間や履修制度等に関する重要なお知らせは、この法科大学院学生便覧等を見て法科大学院生も対象となるものかどうか、確認するようにしてください。

(18) 写真及び動画の撮影について

法科大学院のパンフレットやウェブサイト等の広報資料作成のため、行事や授業風景等を撮影することがあります。撮影するときは、事前にお知らせするとともに、大人数が映

り込む場合はなるべく個人が特定されないよう配慮します。また、事前の承諾を得たうえで、個人が特定されうる形での撮影や取材をお願いすることもあります。以上のことについて、ご理解とご協力をお願いします。写真や動画への映り込みを避けたいときはご遠慮なく法科大学院事務室へお申し出ください。

(19) 法科大学院事務室（3階）について

土曜・日曜・祝日（含祝日授業日）・夏期一斉休業（8月中旬）・年末年始（12/29～1/3）を除き、開室しています。

◎開室時間：9時～12時、13時～17時

※12時～13時は、窓口休憩時間のためレポート提出・返却等の窓口業務は対応できませんのでご注意ください。

※大学行事、業務上の都合等で窓口業務時間を臨時短縮する場合があります。

◎事務室の連絡先

e-mail : lsjimu-all@ad.hit-u.ac.jp

TEL : 042-580-9131

※担当者が不在にしていることがありますので、なるべくお問い合わせはメールにてお願いいたします。

◎主な窓口業務

教務関係のご案内・各種申請、答案返却、学籍手続き（休退学など）等

(20) 法科大学院資料室（2階）について

土曜・祝日（含祝日授業日）・夏期一斉休業（8月中旬）・年末年始（12/29～1/3）を除き、開室しています。

◎開室時間：9時～19時45分（月～金）

14時～19時45分（日）

※大学行事、業務上の都合等で窓口業務時間を臨時短縮する場合があります。

◎資料室の連絡先

e-mail : ls-library@law.hit-u.ac.jp

TEL : 042-580-9071

◎主な窓口業務

授業資料配布、教室貸し出し、履修登録以外の授業に関すること（エクスターンシップ、法律相談クリニック等を含む）、奨学金申請、学修アドバイザー及びキャリアアドバイザーの利用

2 カリキュラム

※開講科目については、感染症拡大状況により変更が発生する可能性があります。

(1) 履修要件

下記の表は、学年ごとに、履修要件（科目区分ごとの履修科目及び単位数）をまとめたものである。

なお、2年次では、法学未修者と法学既修者として履修すべき科目区分や単位数が異なることに留意する必要がある。

これらの履修単位数を整理すると、次の表ようになる。各カリキュラム・年次において、履修上限の範囲で授業科目を履修登録することができる。

	1年次	2年次	3年次	合計
未修者	31単位	34単位	28単位	93単位
既修者	—	35単位	28単位	63単位
履修上限	33単位	36単位	36単位	

【1年次】

学期	科目区分	科目名	単位	備考
春夏学期	必修科目	憲法Ⅰ	2	
		民法Ⅰ	3.5	
		民法Ⅱ	3.5	
		民法Ⅳ	1	
		刑法Ⅰ	4	
	随意科目	導入ゼミ	1	
	必要履修単位数 14単位			
秋冬学期	必修科目	憲法Ⅱ	2	
		民法Ⅲ	4	
		民事訴訟法	4	若干回の授業を春夏学期に行う予定。
		刑法Ⅱ	2	
		刑事訴訟法	4	法曹実務見学講習を夏期に、若干回の授業を春夏学期に行う予定。
		比較法制度論	1	
	随意科目	法律文書作成ゼミ	1	
	必要履修単位数 17単位			

【2年次】※既修者は、表下の◆を必ず読んでください。

学期	科目区分	科目名	単位	備考
春夏学期	必修科目	公法演習Ⅰ	2	
		民事法演習Ⅰ	2	
		民事法演習Ⅱ	2	
		刑事法演習Ⅰ（※2）	2	
		行政法基礎	2	
		商法Ⅱ	4	
	選択科目 （選択科目群A-1）	西洋法制史	2	2年次を通じて1科目2単位選択 （※1）
		中国法	2	
	選択科目 （選択科目群A-2）	環境法Ⅰ	2	2年次を通じて2科目4単位選択
		租税法Ⅰ	2	
		倒産処理法Ⅰ	2	
		知的財産法Ⅰ	2	
		独占禁止法Ⅰ	2	
		労働法Ⅰ	2	
		国際公法Ⅰ	2	
		国際公法Ⅱ	2	
		国際私法Ⅰ	2	
夏期/冬期	自由選択科目	エクスターンシップ	1	集 中
秋冬学期	必修科目	民事法演習Ⅲ	2	
		企業法演習Ⅰ	2	
		民事判例研究	1	
		刑事法演習Ⅱ	2	
		刑事法演習Ⅲ	1	
		法曹倫理Ⅰ	1	
		民事裁判基礎Ⅰ	1	
		行政法応用	2	
		商法Ⅰ	2	
	選択科目 （選択科目群A-1）	日本法制史（2026年度は春夏学期開講）	2	2年次を通じて1科目2単位選択 （※1）
		法哲学	2	
		法社会学（2026年度は夏期集中予定）	2	
		比較法文化論（2026年度は休講）	2	
	選択科目 （選択科目群A-2）	環境法Ⅱ	2	2年次を通じて2科目4単位選択
		租税法Ⅱ	2	
		倒産処理法Ⅱ	2	
		知的財産法Ⅱ	2	
		独占禁止法Ⅱ	2	
		労働法Ⅱ	2	
		国際公法Ⅲ	2	
		国際私法Ⅱ	2	
冬期	自由選択科目	法律相談クリニック	1	
必要履修単位数 未修者34単位、既修者35単位（◆既修者注意）				

◆ 既修者は、必修科目及び各選択科目群の備考欄に記載された単位だけでは、進級要件の35単位を満たさない。

上記のほかに必ず自由選択科目や選択科目を余分に履修するなどして、進級要件単位数を満たすこと。

*1 選択科目群A-1の科目に代えて、3年次選択科目群B-1-2の科目を履修することができる。

*2 下記科目は第1回を授業期間前に開講予定。

刑事法演習Ⅰ：4月8日(水)

【3年次】

学期	科目区分	科目名	単位	備考	
春夏学期	必修科目	発展ゼミⅠ（＊1）	2		
		公法演習Ⅱ	1		
		企業法演習Ⅱ	1		
		刑事実務概論	1		
		問題解決実践（＊2）	2		
		民事裁判基礎Ⅱ（＊2）	1※		※通年科目（2単位）
		民事法務基礎（＊2）	1※		※通年科目（2単位）
	選択科目 （選択科目群B-2）	E U法	2	3年次を通じて	
	国際関係学（2026年度は休講）	2	6単位選択（＊4）		
秋冬学期	必修科目	発展ゼミⅡ（＊1）	2		
		模擬裁判（民事）	1		冬期にも集中で開講する予定。
		模擬裁判（刑事）	2		
		法曹倫理Ⅱ	1		
		公法実務基礎	1		
		民事裁判基礎Ⅱ	1※		
		民事法務基礎	1※		※通年科目（2単位）
	選択科目 （選択科目群B-1-1）	英米法	2	1科目2単位選択	
		法律英語（涉外法務）	2		
	選択科目 （選択科目群B-1-2）	法と心理学	2	1科目2単位選択（＊5）	
		法と経済学	2		
	選択科目 （選択科目群B-2）	民事執行法	2	3年次を通じて 6単位選択（＊4）	
		信託法（2026年度は休講）	2		
		少年法	2		
		比較刑事司法	2		
		消費者法	2		
		医事法	2		
		社会保障法	2		
		国際取引法	2		
		金融商品取引法（2026年度は夏期集中）	2		
		情報法（2026年度は千代田キャンパス開講）	2		
		外国法文献読解Ⅰ	2		
		外国法文献読解Ⅱ	2		
		ビジネスロー専攻共修科目（講義表参照）			
必要履修単位数 28単位					
秋冬学期	選択科目 （選択科目群B-3）	公法演習Ⅲ	1		
		企業法演習Ⅲ	1		
通年	その他科目	法学研究（＊3）	4		

＊1 発展ゼミⅠ・Ⅱのそれぞれに代えて、選択科目群B-2の科目を履修することができる。

＊2 下記科目は第1回を授業期間前に開講予定。

問題解決実践：4月6日(月)

民事法務基礎・民事裁判基礎Ⅱ：4月8日(水)

＊3 法学研究を履修して単位を修得したときは、選択科目のうち選択科目群B-1-1、B-1-2、又はB-2のいずれか合計4単位分の科目に読みかえることができる。

＊4 選択科目群B-2の科目に代えて、2年次選択科目群A-2の科目中、未履修のものを3年次に履修することができる。

＊5 選択科目群B-1-2の科目に代えて、2年次選択科目群A-1または3年次選択科目群B-1-1の科目中、未履修のものを3年次に履修することができる。

【3年次（ビジネスロー・コース）】

学期	科目区分	科目名	単位	備考
春夏学期	必修科目	発展ゼミⅠ（＊1）	2	
		公法演習Ⅱ	1	
		企業法演習Ⅱ	1	
		刑事実務概論	1	
		問題解決実践（＊2）	2	
		民事裁判基礎Ⅱ（＊2）	1※	※通年科目（2単位）
		民事法務基礎（＊2）	1※	※通年科目（2単位）
秋冬学期	必修科目	模擬裁判（民事）	1	冬期にも集中で開講する予定。
		模擬裁判（刑事）	2	
		法曹倫理Ⅱ	1	
		公法実務基礎	1	
		民事裁判基礎Ⅱ	1※	※通年科目（2単位）
		民事法務基礎	1※	※通年科目（2単位）
	コース必修科目	実践ビジネスローⅠ	1	
		実践ビジネスローⅡ	1	
		ワールド・ビジネス・ロー	2	
		企業法務Ⅰ（企業法務・交渉）	2	
		企業法務Ⅱ（ファイナンス・買収）	2	
	コース選択科目	実践ゼミ（知的財産法）	1	2科目2単位選択
		実践ゼミ（独占禁止法）	1	
		実践ゼミ（国際経済法）	1	
		実践ゼミ（税法）	1	
	選択科目 （選択科目群B-1-1）	英米法	2	1科目2単位選択
		法律英語（渉外法務）	2	
必要履修単位数 28単位				
秋冬学期	選択科目 （選択科目群B-3）	公法演習Ⅲ	1	
		企業法演習Ⅲ	1	
通年	その他科目	法学研究（＊3）	4	

＊1 発展ゼミⅠに代えて、選択科目群B-2の科目を履修することができる。なおビジネスロー・コース所属者は発展ゼミⅡを履修することができない。

＊2 下記科目は第1回を授業期間前に開講予定。

問題解決実践：4月6日(月)

民事法務基礎・民事裁判基礎Ⅱ：4月8日(水)

＊3 ビジネスロー・コースの履修要件を必ず満たすことを条件に選択科目群B-1-2、B-2の科目および法学研究を履修することができる。
(ただし、これらの科目を履修してもビジネスロー・コースのコース必修科目およびコース選択科目に読み替えることはできない。)

(2) 2026年度講義表

学年	科目区分	授業科目名 (和文)	授業科目名 (英文)	単位	担当者	開講状況 (学期・曜日・時限)			専門職大学院 設置基準に基づく 科目区分※4
1 年次	随意科目	導入ゼミ	Introductory Seminars	1	教授 高平奇恵	春夏	木	3	①
		法律文書作成ゼミ	Legal Drafting Seminar	1	教授 玉井利幸	秋冬	木	1	①
	必修科目	憲法Ⅰ	Constitutional Law Ⅰ	2	教授 平良小百合	春夏	水	2	①
		憲法Ⅱ	Constitutional Law Ⅱ	2	講師 只野雅人	秋冬	金	3	①
		民法Ⅰ	Civil Law Ⅰ	3.5	教授 鳥山泰志	春夏	火・金	3・2	①
		民法Ⅱ	Civil Law Ⅱ	3.5	准教授 小峯庸平	春夏	月・木	3・2	①
		民法Ⅲ	Civil Law Ⅲ	4	准教授 小峯庸平	秋冬	月・水	2・2	①
		民法Ⅳ	Civil Law Ⅳ	1	教授 石綿はる美	春夏	月	2	①
		民事訴訟法	Law of Civil Procedure	4	准教授 八木敬二	秋冬	月・木	3・2	①
		刑法Ⅰ	Criminal Law Ⅰ	4	准教授 酒井智之	春夏	火・金	2・1	①
		刑法Ⅱ	Criminal Law Ⅱ	2	教授 本庄 武	秋冬	火	2	①
		刑事訴訟法	Law of Criminal Procedure	4	教授 緑 大輔	秋冬	火・金	4	①
		比較法制度論	Comparative Legal Systems	1	特任教授 青木人志	秋	木	3	③
2 年次	必修科目	公法演習Ⅰ	Public Law Seminar Ⅰ	2	教授 江藤祥平	春夏	水	1・2	①
		民事法演習Ⅰ	Civil Law and Procedure Seminar Ⅰ	2	教授 鳥山泰志 准教授 小峯庸平	春夏	月	1・2	①
		民事法演習Ⅱ	Civil Law and Procedure Seminar Ⅱ	2	教授 水元宏典	春夏	木	1・2	①
		民事法演習Ⅲ	Civil Law and Procedure Seminar Ⅲ	2	教授 大澤 彰 教授 石綿はる美	秋冬	月	1・2	①
		民事判例研究	Civil Case Research	1	教授 石綿はる美 准教授 八木敬二	秋または冬	金	1・2	①
		刑事法演習Ⅰ	Criminal Law Seminar Ⅰ	2	教授 本庄 武 講師 葛野尋之	春夏	水	1・2	①
		刑事法演習Ⅱ	Criminal Law Seminar Ⅱ	2	教授 本庄 武 特任教授 新任	秋冬	木	3・4	①
		刑事法演習Ⅲ	Criminal Law Seminar Ⅲ	1	教授 緑 大輔 講師 賛田健二郎	秋	火	1・2	①
		企業法演習Ⅰ	Business Law Seminar Ⅰ	2	教授 玉井利幸	秋冬	水	1・2	①
		法曹倫理Ⅰ	Legal Ethics Ⅰ	1	講師 市川 充	秋	火	1・2	②
		民事裁判基礎Ⅰ	Fundamentals of Civil Procedure Ⅰ	1	特任教授 高島 剛	秋冬	水	1・2	②
		行政法基礎	Fundamentals of Administrative Law	2	准教授 土井 翼	春夏	木	1・2	①
		行政法応用	Advanced Administrative Law	2	准教授 土井 翼	秋冬	金	3・4	①
		商法Ⅱ	Commercial Law Ⅱ	4	教授 飯屋広郷	春夏	火・金	4・5	①
		商法Ⅰ	Commercial Law Ⅰ	2	教授 酒井太郎	秋冬	木	3・4	①
	選択科目群 A－1	西洋法制史	European Legal History	2	講師 宮坂 渉	春夏	金	3	③
		日本法制史	Japanese Legal History	2	教授 松園潤一郎	春夏	木	4	③
		中国法	Chinese Law	2	教授 但見 亮	春夏	木	3	③
		法哲学	Legal Philosophy	2	教授 安藤 馨	秋冬	木	5	③
		法社会学	Legal Sociology	2	講師 小川祐之	夏期集中			③
		比較法文化論	Comparative Legal Culture	2		休講			③
	選択科目群 A－2	環境法Ⅰ	Environmental Law Ⅰ	2	講師 織 朱實	春夏	木	4	④
		環境法Ⅱ	Environmental Law Ⅱ	2	講師 下山憲治	秋冬	木	5	④
		租税法Ⅰ	Tax Law Ⅰ	2	准教授 藤岡祐治	春夏	木	3	④
		租税法Ⅱ	Tax Law Ⅱ	2	准教授 藤岡祐治	秋冬	木	2	④
		倒産処理法Ⅰ	Bankruptcy Law Ⅰ	2	准教授 八木敬二	春夏	月	3	④
		倒産処理法Ⅱ	Bankruptcy Law Ⅱ	2	准教授 八木敬二	秋冬	火	3	④
		知的財産法Ⅰ	Intellectual Property Law Ⅰ	2	教授 長塚真琴	春夏	月	4	④
		知的財産法Ⅱ	Intellectual Property Law Ⅱ	2	教授 長塚真琴	秋冬	月	4	④
		労働法Ⅰ	Labor Law Ⅰ	2	教授 相澤美智子	春夏	火	3	④
		労働法Ⅱ	Labor Law Ⅱ	2	教授 相澤美智子	秋冬	火	3	④
		独占禁止法Ⅰ	Antimonopoly Law Ⅰ	2	教授 柳 武史	春夏	金	3	④
		独占禁止法Ⅱ	Antimonopoly Law Ⅱ	2	教授 柳 武史	秋冬	金	5	④
		国際公法Ⅰ	International Public Law Ⅰ	2	講師 松田浩道	春夏	月	4	④
		国際公法Ⅱ	International Public Law Ⅱ	2	講師 佐藤弥恵	春夏	水	3	④
		国際公法Ⅲ	International Public Law Ⅲ	2	講師 渡辺 豊	秋冬	水	3	④
		国際私法Ⅰ	Private International Law Ⅰ	2	教授 竹下啓介	春夏	火	2	④
		国際私法Ⅱ	Private International Law Ⅱ	2	教授 竹下啓介	秋冬	火	3	④
	自由選択科目	エクスターンシップ	Externship	1	教授 水元宏典 教授 高平奇恵 特任教授 青木孝之	夏期または冬期			②
		法律相談クリニック	Legal Clinic	1	教授 高平奇恵	秋冬			②

(2) 2026年度講義表

学年	科目区分	授業科目名 (和文)	授業科目名 (英文)	単位	担当者	開講状況 (学期・曜日・時限)			専門職大学院 設置基準に基づく 科目区分※4
3 年次	必修科目	発展ゼミⅠ	Advanced SeminarⅠ	2	別紙一覧参照			④	
		発展ゼミⅡ	Advanced SeminarⅡ	2	別紙一覧参照			④	
		法曹倫理Ⅱ	Legal EthicsⅡ	1	特任教授 新任	秋冬	水	1・2	②
		民事法務基礎	Fundamentals of Civil Practice	2	特任教授 新任	通年	水	1・2	②
		民事裁判基礎Ⅱ	Fundamentals of Civil ProcedureⅡ	2	特任教授 高島 剛	通年	水	1・2	②
		刑事実務概論	Criminal Practice	1	教授 高平奇恵 特任教授 新任	春夏	木	1・2	②
		公法実務基礎	Fundamentals of Public Law Practice	1	教授 田中良弘 講師 長屋文裕	秋冬	月	4	②
		公法演習Ⅱ	Public Law SeminarⅡ	1	教授 田中良弘	春夏	木	1・2	①
		企業法演習Ⅱ	Business Law SeminarⅡ	1	教授 酒井太郎	春	火	3・4	①
		問題解決実践	Advanced Research and Discussion on Various Topics	2	複数教員	春夏	月	4・5	①
		模擬裁判（民事）	Moot Court (Civil)	1	特任教授 新任	秋冬	火	1・2	②
		模擬裁判（刑事）	Moot Court (Criminal)	2	教授 高平奇恵 特任教授 青木孝之 特任教授 新任	秋冬	火	3・4	②
	選択科目群	英米法	Anglo-American Law	2	教授 ミドルトン	秋冬	木	1	③
	B－1－1	法律英語（涉外法務）	Legal English	2	教授 小林一郎	秋冬	月	3	③
	選択科目群	法と心理学	Law and Psychology	2	講師 佐伯昌彦	秋冬	木	2	③
	B－1－2	法と経済学	Law and Economics	2	講師 飯田 高	秋冬	金	3	③
	選択科目群	E U 法	EU Law	2	教授 中西優美子	春夏	月	1	④
	B－2	国際関係学	Studies in International Relations	2		休講			④
		民事執行法	Law of Creditors' Rights	2	教授 杉山悦子	秋冬	木	3	④
		信託法	Law of Trusts	2		休講			④
		少年法	Juvenile Law	2	講師 松原拓郎	秋冬	火	5	④
		比較刑事司法	Comparative Criminal Law	2	講師 王 雲海	秋冬	金	3	④
		消費者法	Consumer Law	2	教授 大澤 彰	秋冬	金	2	④
		医事法	Medical Law	2	講師 児玉安司 講師 藤田尚子	秋冬	月	2	④
		社会保障法	Social Security Law	2	講師 増田幸弘	秋冬	水	4	④
		国際取引法	International Transactional Law	2	教授 小林一郎	秋冬	木	2	④
		金融商品取引法	Financial Products Trading Law	2	講師 品谷篤哉	夏期集中			④
		情報法※1	Information Law	2	教授 生貝直人	秋冬	金	千代田2	④
		外国法文献読解Ⅰ	Reading and Study of Foreign Legal MaterialsⅠ	2	准教授 高橋真弓	秋冬	木	3	④
		外国法文献読解Ⅱ	Reading and Study of Foreign Legal MaterialsⅡ	2	教授 屋敷二郎	秋冬	金	2	④
	選択科目群	公法演習Ⅲ	Public Law SeminarⅢ	1	准教授 土井 翼	冬	木	3	①
	B－3	企業法演習Ⅲ	Business Law SeminarⅢ	1	准教授 高橋真弓	冬	木	4	①
	その他科目	法学研究	Legal Studies	4					④
3 年次 (ビジネス ローコース 科目)	コース必修科目	実践ビジネスローⅠ	Practical Issues in Business LawⅠ	1	講師 河島勇太	秋	金	1	④
		実践ビジネスローⅡ	Practical Issues in Business LawⅡ	1	講師 田中康之	冬	金	1	④
		ワールド・ビジネス・ロー	World Business Law	2	講師 寺門峻佑 講師 中尾雄史 講師 若林 耕	秋冬	金	3	④
		企業法務Ⅰ（企業法務・交渉）	Corporate Law PracticeⅠ	2	特任教授 戸倉圭太	秋冬	金	2	④
		企業法務Ⅱ （ファイナンス・買収）	Corporate Law PracticeⅡ	2	講師 伊東 啓 講師 佐藤丈文 講師 有吉尚哉 講師 根本剛史	秋冬	金	4	④
	コース選択科目	実践ゼミ（知的財産法）	Seminar on Legal Practice（Intellectual Property Law）	1	准教授 山本俊介 准教授 山本真祐子 講師 井上由里子 講師 戸田 暁	冬	金	5	④
		実践ゼミ（独占禁止法）	Seminar on Legal Practice（Antimonopoly Law）	1	講師 江崎滋恒 講師 山田 篤	秋	金	5	④
		実践ゼミ（国際経済法）	Seminar on Legal Practice（International Economic Jurisprudence）	1	講師 末啓一郎	冬	金	5	④
		実践ゼミ（税法）	Seminar on Legal Practice（Tax Law）	1	講師 樋口翔太 講師 島田哲宏 講師 毛塚 衛	秋	金	5	④

(2) 2026年度講義表

学年	科目区分	授業科目名 (和文)	授業科目名 (英文)	単位	担当者	開講状況 (学期・曜日・時限)			専門職大学院 設置基準に基づく 科目区分※4
3 年次 (ビジネス ロー専攻 必修科目) 第 2	選択科目群 B-2	【HBL】ベンチャー企業と法	【HBL】 Law on Venture company	1	講師 水島 淳	秋	金	千代田 1	④
		【HBL】コーポレート・ファイナンスと法	【HBL】 Law and Corporate Finance	2		休講			④
		【HBL】M&Aの法務 (M&A契約)	【HBL】Legal issues on M&A (M&A Agreements)	2		休講			④
		【HBL】信託と金融実務	【HBL】The Practical issue of Trust and Banking Business	2	講師 工藤慶和 講師 桂由治郎	秋冬	月	千代田 2	④
		【HBL】公正取引と法	【HBL】 Legal Aspects of Fair-trades	2	特任教授 向 宣明	秋冬	火	千代田 2	④
		【HBL】倒産関係法	【HBL】 Law on Bankruptcy	2	特任教授 高井章光	秋冬	火	千代田 2	④
		【HBL】労働紛争処理法	【HBL】 Law on Labor Disputes	2	教授 櫻庭涼子 講師 中井智子 講師 板倉由実	秋冬	木	千代田 1	④
		【HBL】M&A取引と租税法	【HBL】 Taxation of M&A and Other Restructuring Activities	1		休講			④
		【HBL】企業責任法Ⅰ	【HBL】 Advanced Tort LawⅠ	1		休講			④
		【HBL】商標法・不正競争防止法	【HBL】 Trademark Law and Unfair Competition Law	2	准教授 山本真祐子	秋冬	木	千代田 2	④
		【HBL】ライセンス契約法	【HBL】 Licensing of IP Properties (Rights)	2	講師 志村直子 講師 岩瀬ひとみ	秋冬	木	千代田 1	④
		【HBL】国際法務戦略	【HBL】 International Legal Strategies	2	講師 岡崎誠一	秋冬	金	千代田 1	④
		【HBL】M&Aの法務 (国際事業内編)	【HBL】 Legal issues on M&A (International Corporate Restructuring)	2	講師 遠藤聖志 講師 鈴木惇也	秋冬	火	千代田 1	④
		【HBL】グローバル経済と競争法	【HBL】 Competition Law in a Global Economy	2		休講			④
		【HBL】国際知的財産法	【HBL】 International Intellectual Property Law	1		休講			④
		【HBL】国際税務戦略	【HBL】 International Tax Planning Strategies	2	講師 佐々木浩	秋冬	水	千代田 1	④
		【HBL】国際租税法Ⅰ	【HBL】 International Tax LawⅠ	1		休講			④
		【HBL】国際租税法Ⅱ	【HBL】 International Tax LawⅡ	1	教授 吉村政徳	冬	土	※3	④
		【HBL】アメリカ労働法	【HBL】 American Labor Law	2		休講			④
		【HBL】アメリカ企業課税法	【HBL】 Corporate Taxation in the United States	1	教授 吉村政徳	秋	土	※3	④
		【HBL】EU環境・ビジネス法	【HBL】 Environmental Law and Business Law in the European Union	2		休講			④
		【HBL】意匠法	【HBL】 Design Law	1	講師 五味飛鳥	冬	月	千代田 2	④
		【HBL】法務特別講義Ⅰ	【HBL】 Special LectureⅠ	2	准教授 山本真祐子 准教授 山本俊介 講師 井上由里子	秋冬	土	※3	④
		【HBL】法務特別講義Ⅱ	【HBL】 Special LectureⅡ	2		休講			④
		【HBL】法務特別講義Ⅲ	【HBL】 Special LectureⅢ	1		休講			④
		【HBL】法務特別講義Ⅳ	【HBL】 Special LectureⅣ	1		休講			④
		【HBL】法務特別講義Ⅴ	【HBL】 Special LectureⅤ	2		休講			④
		【HBL】法務特別講義Ⅵ	【HBL】 Special LectureⅥ	2		休講			④
		【HBL】法務特別講義Ⅶ	【HBL】 Special LectureⅦ	1		休講			④
		【HBL】法務特別講義Ⅷ	【HBL】 Special LectureⅧ	1	講師 金子直也 講師 石垣浩晶 講師 矢野智彦	冬	水	千代田 1	④
		【HBL】法務特別講義Ⅸ	【HBL】 Special LectureⅨ	1		休講			④
		【HBL】法務特別講義Ⅹ	【HBL】 Special LectureⅩ	1	講師 永石尚也	秋	水	千代田 1	④
		【HBL】M&Aの法務Ⅱ (ポラリス・キャピタル等特別講義)	【HBL】 Legal Issues of M&AⅡ (Special Course by Polaris Capital Donation)	2	客員教授 岩倉正和	秋冬	月	千代田 1	④
		【HBL】金融取引と法	【HBL】 Law on Financial Transaction	2	教授 得津 晶	秋冬	木	千代田 2	④
		【HBL】SDGsと法	【HBL】 SDG s and Law	1	特任准教授 櫻井洋介	冬	金	千代田 1	④
		【HBL】中小企業M&Aと法 (日本M&Aセンター・カルディウス特別講義)	【HBL】 Small & Medium Enterprises' M&A	1	教授 得津 晶 客員教授 横井 伸	冬	金	千代田 1	④
		【HBL】特許出願戦略	【HBL】 Patent Prosecution Strategy	2	准教授 山本俊介 講師 伊藤健太郎	秋冬	月	千代田 1	④
		【HBL】企業不祥事対応の実務及び不祥事予防の法務	【HBL】 Practical Approaches to Responding to and Preventing Corporate Misconduct	1		休講			④

※1 「情報法」の開講時限は、千代田2：20:15～22:00。また、受講方法はオンラインとなる。

※2 3 年次 (ビジネスロー専攻必修科目) の開講時限は、原則、以下千代田キャンパス時間割による。また、受講方法 (対面・オンライン等) はビジネスロー専攻での開講形態にしたがう。
千代田 1：18：20～20：05 千代田 2：20：15～22：00
ビジネスロー専攻必修科目は、各科目担当教員が認めた場合にのみ履修できる。 (手続きの詳細は受講対象者に別途案内予定)

※3 10：15～12：00に開講

※4 専門職大学院設置基準第二十条の三に基づく科目区分を、以下のとおり番号で表しています。
①法律基本科目
②法律実務基礎科目
③基礎法学・隣接科目
④展開・先端科目

【2026年度法科大学院時間割】

【春夏学期】

【春夏学期】

◆A・B：クラス ◆赤字表記：必修科目
◆選択A-1など：選択科目群

学年	1限 (8:45~10:30)	教員	教室	2限 (10:45~12:30)	教員	教室	3限 (13:15~15:00)	教員	教室	4限(15:15~17:00)	教員	5限 (17:10~18:55)	教員	教室
月	1			民法Ⅳ	石綿	3101	民法Ⅱ	小峯	3101					
	2	A 刑事法演習Ⅰ (6/15,6/22,6/29,7/6,7/13のみ) B 民事法演習Ⅰ	本庄・葛野 鳥山・小峯	3103 3203	A 民事法演習Ⅰ B 刑事法演習Ⅰ (6/15,6/22,6/29,7/6,7/13のみ)	3103 3203	選択A-2 国際公法Ⅰ 選択A-2 知的財産法Ⅰ	八木	3104	選択A-2 国際公法Ⅰ 選択A-2 知的財産法Ⅰ	松田 長塚	3102 3104		
	3	選択B-2 EU法	中西	3104			発展ゼミⅠ (国際法) 発展ゼミⅠ (国際私法)	松田 竹下	3102 3105	B 国際紛争処理 江藤・平良・田中・飯屋・玉井・石綿・小峯・西垣・八木・本庄・酒井 (暫)・葛野・森		A 国際紛争処理 江藤・平良・田中・飯屋・玉井・石綿・小峯・西垣・八木・本庄・酒井 (暫)・葛野・森		3203
火	1			刑法Ⅰ	酒井 (暫)	3101	民法Ⅰ	鳥山	3101					
	2			選択A-2 国際私法Ⅰ	竹下	3102	選択A-2 労働法Ⅰ	相澤	3102	B 民法Ⅱ	飯屋	A 民法Ⅱ	飯屋	3203
	3	発展ゼミⅠ (労働法)	相澤	3105			A 企業法演習Ⅱ (6回)	酒井 (大)	3103	B 企業法演習Ⅱ (6回)	酒井 (大)	3103		
水	1			憲法Ⅰ	平良	3101								
	2	A 刑事法演習Ⅰ B 公法演習Ⅰ	本庄・葛野 江藤	3102 3104	A 公法演習Ⅰ B 刑事法演習Ⅰ	3102 3104	選択A-2 国際公法Ⅱ	佐藤	3202					
	3	A 民事法総論 (精選6回) B 民事裁判法演習Ⅱ (精選7回)	新任 高島	3103 3203	A 民事裁判法総論Ⅱ (精選7回) B 民事法総論 (精選6回)	3103 3203								
木	1			民法Ⅱ	小峯	3101	導入ゼミ	高平	3101					
	2	A 行政法総論 B 民事法演習Ⅱ	土井 水元	3102 3104	A 民事法演習Ⅱ B 行政法総論	3102 3104	選択A-2 租税法Ⅰ 選択A-1 中国法	藤岡 但見	3104 3102	選択A-1 日本法制史 選択A-2 環税法Ⅰ	松園 織	3102 3104		
	3	A 刑事実務概論 (6回) B 公法演習Ⅱ (前半6回)	高平・新任 田中	3103 3203	A 公法演習Ⅱ (後半6回) B 刑事実務概論 (6回)	3103 3203	発展ゼミⅠ (刑事実務)	新任	3105	発展ゼミⅠ (知的財産法) 発展ゼミⅠ (民事実務)	長塚	3201	織 小田	3104 3105
金	1	刑法Ⅰ	酒井 (暫)	3101	民法Ⅰ	3101								
	2						選択A-2 独占禁止法Ⅰ 選択A-1 国際法制史	柳 宮坂	3103 3102	A 民法Ⅱ B 民法Ⅱ	飯屋	3203	飯屋	3203
	3						発展ゼミⅠ (経済法)				柳	3103		

※ 2年次選択科目 (A-1) 法社会学 (小川先生) 日程：講義8/19,20,21,24,25 試験9/1
※ 3年次選択科目 (B-2) 金融商品取引法 (品谷先生) 日程：講義8/17,18,20,21 試験8/28

【2026年度法科大学院時間割】

【秋冬学期】

◆A・B：クラス ◆大学編記：必修科目
◆選択A-1など：選択科目群

学年	1 限 (8:45~10:30)	教員	教室	2 限 (10:45~12:30)	教員	教室	3 限 (13:15~15:00)	教員	教室	4 限 (15:15~17:00)	教員	5 限 (17:10~18:55)	教員	教室
月	1			民法Ⅲ	小峯	3101	民事訴訟法	八木	3101					
	2	A 民事法演習Ⅲ	大澤・石綿	B 民事法演習Ⅲ	大澤・石綿	3203				選択A-2 知的財産法Ⅱ	長塚	3201		
	3			選択B-2 民事法	見玉・藤田	3104	選択B-1-1 法律英語 (涉外法論)	小林	3103	公法基礎講義 (6回)	長塚・田中	3203		
火	1			刑法Ⅱ	本庄	3101				刑事訴訟法	緑	3101		
	2	A 刑事法演習Ⅲ (7回)	緑・費田	A 法曹倫理Ⅰ (6回)	市川	3102	選択A-2 労働法Ⅱ	相澤	3102					
		B 法曹倫理Ⅰ (6回)	市川	B 刑事法演習Ⅲ (7回)	緑・費田	3104	選択A-2 制度処置法Ⅱ 選択A-2 国際私法Ⅱ	八木 竹下	3101 3104					
3	A 概説裁判 (民・刑) (4回) ※	新任	3201 3202 3203	B 概説裁判 (民・刑) (4回) ※	新任	3201 3202 3203	A 概説裁判 (刑事)	高平・青木・新任	法廷 3201 3202 3203	B 概説裁判 (刑事)	高平・青木・新任	法廷 3201 3202 3203	発展ゼミⅡ (実民法) 実英語による授業 選択B-2 少年法	3105 3103
水	1			民法Ⅲ	小峯	3101								
	2	A 企業法演習Ⅰ	玉井	A 民事裁判基礎Ⅰ (精選6回)	高島	3102	選択A-2 国際公法Ⅲ	渡辺	オンライン (3102)					
		B 民事裁判基礎Ⅰ (精選6回)	高島	B 企業法演習Ⅰ	玉井	3104				選択B-2 社会保険法	増田	3101		
3	A 民事裁判基礎Ⅱ (精選6回)	高島	3103	A 民事法論基礎 (精選6回)	新任	3103								
	B 民事法論基礎 (精選6回)	新任	3203	A 法曹倫理Ⅱ (精選6回)	新任	3103								
	B 法曹倫理Ⅱ (精選6回)	新任	3203	B 民事裁判基礎Ⅱ (精選6回)	高島	3203								
1	法律文書作成ゼミ	玉井	3101	民事訴訟法	八木	3101	比較法制度概論 (6回)	青木 (人)	3101					
2				選択A-2 租税法Ⅱ	藤岡	3104	A 刑事法演習Ⅱ B 民法Ⅰ	本庄・新任 酒井 (次)	3103 3203	A 民法Ⅰ B 刑事法演習Ⅱ	酒井 (次) 本庄・新任	3103 3203	選択A-1 法哲学 選択A-2 親続法Ⅱ	3201 3202
3	選択B-1-1 実民法 (英語による授業)	ミドルトン	3102	選択B-2 国際取引法 発展ゼミⅡ (民事訴訟法)	小林 杉山	3102 3105	選択B-2 民事執行法 選択B-2 外国法文献読解Ⅰ	杉山 高橋	3102 3104	選択B-3 企業法演習Ⅲ (7回)	高橋	3104	発展ゼミⅡ (刑事法)	3105
				選択B-1-2 法と心算学	佐伯	3201	選択B-3 公法演習Ⅲ (6回)	土井	3201					
1	法律文書作成ゼミ (字間コマ)	玉井	3101				憲法Ⅱ	只野	3101	刑事訴訟法	緑	3101		
2	B 民事判例研究 (6回)	八木・石綿	3203	A 民事判例研究 (6回)	八木・石綿	3203	B 行役法活用	土井	3203	A 行役法活用	土井	3203	選択A-2 強占禁止法Ⅱ	3103
3				選択B-2 外国法文献読解Ⅱ 選択B-2 消費者法	屋敷 大澤	3105 3102	選択B-1-2 法と経済学 選択B-2 比較刑事司法 発展ゼミⅡ (民法)	飯田 王 大澤	3201 3102 3105	発展ゼミⅡ (リーガルイノベーション) 発展ゼミⅡ (比較刑事法) 発展ゼミⅡ (憲法)	角田・石原 王 江藤・髙平山	3201 3102 3202		

※ 概説裁判 (民事) は火曜1・2限の講義のほか、2027年1月に概説裁判を実施する。詳細は別途連絡予定。

2026年度法科大学院ビジネスロー・コース時間割

		秋学期授業期間 (9/14～11/5)			冬学期授業期間 (11/6～12/18)		
金曜日	講義科目名	担当教員	教室	講義科目名	担当教員	教室	
1限 8：45～10：30	実践ビジネスローⅠ	河島 勇太	未定	実践ビジネスローⅡ	田中 康之	未定	
2限 10：45～12：30	企業法務Ⅰ (企業法務・交渉)	戸倉 圭太	未定	企業法務Ⅰ (企業法務・交渉)	戸倉 圭太	未定	
3限 13：15～15：00	ワールド・ビジネス・ロー	中尾 雄史 寺門 峻佑 若林 耕	未定	ワールド・ビジネス・ロー	中尾 雄史 寺門 峻佑 若林 耕	未定	
4限 15：15～17：00	企業法務Ⅱ (ファイナンス・買収)	伊東 啓 佐藤 丈文 有吉 尚哉 根本 剛史	未定	企業法務Ⅱ (ファイナンス・買収)	伊東 啓 佐藤 丈文 有吉 尚哉 根本 剛史	未定	
5限 17：10～18：55	実践ゼミ (独占禁止法)	江崎 滋恒 山田 篤	未定	実践ゼミ (国際経済法)	未 啓一郎	未定	
	実践ゼミ (税法)	樋口 翔太 島田 哲宏 毛塚 衛	未定	実践ゼミ (知的財産法)	山本 俊介 山本 真祐子 井上 由里子 戸田 暁	未定	

2026年度春夏学期 法科大学院発展ゼミⅠ開講一覧

教員名	専門分野	開講時限
竹下 啓介	国際私法	月 3
松田 浩道	国際法	月 3
相澤 美智子	労働法	火 1
新任	刑事実務	木 3
長塚 真琴	知的財産法	木 4
織 朱實	環境法	木 5
小田 勇一	民事実務	木 5
柳 武史	経済法	金 4

2026年度秋冬学期 法科大学院発展ゼミⅡ開講一覧

教員名	専門分野	開講時限
ジョン・ミドルトン	英米法	火 5
杉山 悦子	民事訴訟法	木 2
青木 孝之 高平 奇恵	刑事法	木 5
大澤 彩	民法	金 3
屋敷 二郎	法制史	金 3
角田 美穂子 石原 裕也	リーガルイノベーション	金 4
王 雲海	比較刑事法	金 4
江藤 祥平 嘉多山 宗	憲法	金 4

2026年度法科大学院・ビジネスロー専攻必修科目等時間割

曜日	千代田1限 (18:20~20:05)		千代田2限 (20:15~22:00)		千代田3限 (10:15~12:00)	
	科目名	教員名	科目名	教員名	科目名	教員名
月	【HBL】M & Aの法務Ⅱ (ボラリス・キャピタル寄附講義)	岩倉	【HBL】信託と金融実務	工藤、桂		
	【HBL】特許出願戦略	山本、伊藤	【HBL】意匠法	五味		
火	【HBL】M & Aの法務 (国際事業再編)	遠藤、鈴木	【HBL】公正取引と法	向		
			【HBL】倒産関係法	高井		
水	【HBL】国際税務戦略	佐々木				
	【HBL】法務特別講義Ⅲ	金子、石垣、矢野				
木	【HBL】法務特別講義Ⅹ	永石				
	【HBL】労働紛争処理法	櫻庭、中井、板倉	【HBL】金融取引と法	得津		
金	【HBL】ライセンス契約法	志村、岩瀬	【HBL】商標法・不正競争防止法	山本 (真)		
	【HBL】ベンチャー企業と法	水島				
土	【HBL】国際法務戦略	岡崎				
	【HBL】SDGsと法	櫻井				
	【HBL】中小企業M & Aと法 (日本M & Aセンターホルディングス寄附講義)	得津、横井				
					【HBL】アメリカ企業課税法	吉村
					【HBL】国際租税法Ⅱ	吉村
					【HBL】法務特別講義Ⅰ	山本 (真)、山本 (俊)、井上

オレンジ色の科目は秋学期のみ、水色の科目は冬学期のみ開講。
 受講方法 (対面・オンライン等) はビジネスロー専攻での開講形態にしたがう。
ビジネスロー専攻必修科目は、各科目担当教員が認めた場合にのみ履修できる。
 ※手続きの詳細は受講対象者に別途案内予定

3 教務上の決定事項

(1) 出席要件制度及び出欠の確認方法等について

I 出席要件制度について

1. 第1年次講義のすべて、第2年次以降の演習、ゼミ、必修科目について、出席要件制度を一律に導入する。他の講義科目については、非常勤講師を含めて担当教員の選択に委ねる。ただし、出席要件制度を導入しない科目においても、平常点等について欠席者を不利に取り扱うことは妨げられない。
2. 1. に関して、補講を除き、実施総回数3分の2(端数切り上げ)以上の講義に出席しなかった者については、期末試験等の成績如何にかかわらず単位を認定しない。これらの者については、再試験・追試験の受験は認めない。選択科目においては、初回の講義について、実施総回数、出席回数のいずれにも算入しない。
3. 学期途中において長期療養が必要となった場合等、特別な事情が学生にあると認められるときは、法科大学院長は、各種の事情を考慮して、その者について出席要件を「2分の1以上」にまで引き下げることができる。

II 出席の確認方法等について

1. 学生が授業開始20分以上(正規の講義時間帯を基準とする。以下同じ)遅刻したとき及び授業終了20分以上前に早退したときには、教員は、その回について当該学生が欠席したものと見なすことができる。
2. 出席のチェックについては、担当教員が履修者名簿を回覧に供し、所定の箇所に自書することを出席者に求める方法等によって行うことを原則とする。

(2) 中間試験・レポート等の課題の調整の方法について

中間試験・レポート等の課題が一時期に集中して、効率的・円滑な授業運営に妨げが生ずることを回避するために、法科大学院として次のような措置をとることとする。

- I 担当教員(非常勤講師も含む。)は、中間試験・レポート等の課題を学生に課そうとする場合には、学生に対して一時的に過度な負担がかかることを回避するよう、配慮するものとする。
- II 担当教員は、中間試験・レポート等の課題を学生に課した場合には、少なくとも提出物の分量及び提出期限等を記載した文書(学生に配布した課題文書でも可)等をmanaba等に掲げるものとする。

(3) 試験実施・成績評価・成績の通知・試験答案等の返却方法等について

I 試験実施・成績評価について

1. 試験の遅刻限度は30分とする。
2. 成績評価について、A評価の数は、A、B、C評価の合計の3分の1以下を目安と

する。ただし、受講者が 10 名程度以下の場合には担当教員の裁量にゆだねる。

3. 再試験の対象となる学生に対しては、成績評価の通知と同時に、再試験後の成績評価の基本的な方針等を告知する。
4. 定期期末試験、追試験・再試験（再追試験等を含む。）の解答の際には、黒又は青の万年筆、ボールペンを使用するものとし、鉛筆・シャープペンシルは認めない。その他（中間試験、レポート等）については、担当教員の裁量に委ねる。

II 成績通知、定期期末試験等における答案等の返却方法等について

1. 定期期末試験、進級試験、追試験・再試験（再追試験等を含む。）の成績の通知は、所定の成績発表期日以降、学生個人が、CELS において確認することで行う。
2. 定期期末試験、進級試験、追試験・再試験（再追試験等を含む。）の答案は、学生に返却するものとする。学生への返却は、法科大学院事務室から試験結果発表の日以降準備ができ次第開始する。
なお、担当教員がオンラインで直接返却する場合は、この限りではない。
3. 定期期末試験の成績について、成績説明請求制度を設ける。成績説明請求は、「成績説明請求制度に関する教授会申し合わせ」に基づき行う。成績説明請求期間（答案返却開始の日から 1 週間）経過後は、成績に関する説明請求は一切認めない。なお、所定の期間内（回答があった日から、土日を除く 3 日間）であれば、1 回に限り、「成績説明再請求願」の提出を認めることがある。
4. 追試験・再試験の成績については、成績発表の当日に提出された「成績説明請求願」に限り対応するものとする。この場合には、「成績説明再請求願」の提出は認めない。
5. 3 項及び 4 項に規定する成績説明請求は、所定の書式に記入して、法科大学院事務室に提出する形で行うものとする。

III 問題意図、採点基準の学生への説明方法について

添削、講評等を答案等に記入するか否かについては、担当教員の裁量に委ねる。ただし、添削、講評を個別の答案に付さない場合にあつては、口頭により又は文書を配布して出題意図・模範解答等を示す等により、出題の意図・評価の視点を学生に説明するものとする。

IV その他の成績資料の取扱いについて

中間試験、レポート等を返却するか否かについては、担当教員の裁量に委ねる。返却する場合において評価、添削、講評等を記入するか否かについても、同様とする。

（4）3 年次秋冬学期における、就職活動、サマークラークを理由とする欠席の扱いについて

3 年次秋冬学期における、就職活動、サマークラークを理由とする欠席の扱いは次のとおりとする。

1. 就職活動、サマークラークを理由として授業を欠席する場合、講義の録音または録画の配慮を、授業担当教員に事前に依頼することができる。録音とするか、録画とするかは、担当教員の判断に委ねられる。オンラインでのライブ講義への対応は行われない。
2. 上記1の統一的対応の対象は、3年次以上の秋冬学期の必修科目のみとする。ただし、発展ゼミⅡは除くものとする。
3. 出席要件の配慮は行わない。就職活動・サマークラークが理由のときでも、欠席扱いとする。
4. 録音（または録画）の配慮を求める場合には、講義の5日前までに、就職活動・サマークラークへの参加を証明・疎明する PDF または写真をメール等で担当教員に提出すること。

※2026 年度の実施については別途説明も参照のこと。

エクスターンシップ実施要綱

履修課程 1-(2)―③の「エクスターンシップ」は、下記要綱に基づいて実施する。

【研修の趣旨】

将来法曹となる者を教育対象とする法科大学院においては、法の理論教育にとどまらず、実務への架橋となる教育が求められている。本研修はこの点に鑑み、法科大学院教育課程の中で、法律事務所、企業法務部、官庁、民間団体等に学生を派遣し、実社会のなかで法律家にどのような役割が期待されているのか、実際の問題解決に際してどのような能力・知識が求められるのか、を学生に体験させることを主たる目的とする。一橋大学法科大学院（以下法科大学院という）は、本研修を通じて、参加学生において、法科大学院で学ぶ内容の現実的な意味を理解し、また明確な目的意識をもって学ぶ姿勢が生まれることを期待する。

【研修の概要】

1. （参加学生）本研修は法科大学院の 2 年次学生(法学既修者 1 年目の学生を含む)を対象とする。
2. （研修受入先）研修受入先は、受入を承諾した国内外の法律事務所、企業法務部門、官庁および民間団体（以下研修受入先という）とする。必要があるときは、これらの機関と法科大学院は協議して文書で詳細を取り決める。学生が自ら交渉して研修の受入れ許可を得た場合等において、法科大学院が適当と認めるときは、これを研修受入先とすることができる。
3. （派遣者の決定）下記スケジュールに従い、全学生に対して、研修受入先の一覧表を配布し、本研修を希望するか否か、希望する場合にはどこの研修受入先を希望するか、調査を実施する。調査結果を基に、法科大学院は、派遣者の選考・決定をする。選考されなかった学生については、法科大学院は、他の派遣機関を斡旋し、なるべく学生の希望に近い研修受入先へ派遣ができるように調整努力を行う。こうして決定された派遣予定者について、法科大学院は、研修受入先に対して氏名、経歴を伝え、その承諾を得た上で、最終的に派遣者を決定する。
4. （事前指導）派遣に先立って、法科大学院において、学生に対し就業規則など研修受入先内規および守秘義務の遵守を中心とした事前指導を行う。参加学生はこれに出席しなければならない。
5. （研修期間）研修受入先での研修は、原則として夏期は 8 月又は 9 月中、冬期は 1 月または 2 月中、法科大学院と研修受入先との間で合意した期間に実施することとし、その期間は 1 週間ないし 2 週間とする。ただし、いずれの場合も研修時間は、事前研

修等も含んだ総計で 45 時間とする(1 単位)。(研修先での研修は 40 時間以上とする。)

6. (研修場所) 原則として、研修受入先の事務所所在地において実務研修を実施するが、研修受入先は、必要に応じ、この研修場所以外でも実務研修を実施できることとする。
7. (研修内容) 法科大学院は、研修受入先に対し「一橋大学法科大学院エクスターンシップ要領」に従い研修を行うよう要請する。研修の内容については、研修受入先が、夏期ないし冬期という時期を考慮の上、研修期間中に利用可能な状況に応じ、自由に決めることができるものとするが、適切な研修が実施できるよう必要に応じて法科大学院は、研修受入先と協議を行う。参加学生は、研修受入先の指示の下で、与えられた補助的業務、研修プログラム、その他の業務などに参加する。
8. (規則の遵守) 参加学生は、研修期間中得た研修受入先の情報について、家族、友人、教員を含め、第三者に漏洩してはならない。また就業規則など研修受入先の規則及び法律を遵守するものとし、これらに違反することで、研修受入先に迷惑をかけないようにする。参加学生は、研修受入先の求めに応じ、秘密保持その他の誓約書を提出する。万一参加学生が、誓約書に違反しその他義務違反行為を行った場合、研修受入先又は法科大学院は、実務研修を早期に終了させることができる。また違反の程度により、学則に従った処分をすることがある。もし、当該学生の行為により、法科大学院が損害賠償責任を負担することになった場合、法科大学院は、当該学生に対して、補償を求めることがある。
9. (報酬) 参加学生の研修は無給とし、研修受入先より報酬その他金銭を受取ってはならない。
10. (費用) 原則として、研修受入先による研修は無料となるが、それ以外の研修のための交通費、食費その他の費用は学生が負担する。
11. (保険) 研修に参加する学生は、研修に適用される所定の学生用の傷害保険および損害賠償責任保険に加入しなければならない。
12. (報告書) 参加学生は、研修終了後速やかに、法科大学院に研修報告書を提出する。
13. (評価・合否判定) 法科大学院は、研修受入先より、時間の厳守、積極性、チームワーク、勤務態度、その他について、評価報告書を求めるものとし、この報告が期限までに提出された場合は、これと、参加学生の報告書を評価し、合否判定を行う。
14. (外国の大学等での研修) 以上のほか、学生は、外国の大学等が行う、法又はビジネスに関する研修で、法科大学院が適切と認めるものに参加することにより、エクスターンシップの単位を修得することができる。これを希望する学生は、予めエクスターンシップ担当教員に申し出て、参加しようとする研修が、この単位認定に適するものであることの認定を受け、研修終了後に報告書を提出しなければならない。

【スケジュール】

- 4 月 研修受入先から受入承諾及び受入人数、研修期間、研修内容について確認
- 4 月上旬 履修登録
- 5 月中旬 研修受入先希望調査
- 6 月 研修学生の選考・決定。決定後、受入先に対し、書面で、研修予定者の通知。
 研修受入先より受入承諾の確認取り付け
- 6 月ごろ 全体説明会（守秘義務に関する事前研修等）
- 6 月～7 月 担当教員による指導（研修内容詳細についての再確認等）

（夏期）

- 8 月／9 月 派遣
- 9 月中～下旬 研修報告書提出、研修受入先よりの評価報告書取り付け
- 10 月初旬 評価・合否判定
- 10 月初旬（詳細は学年暦参照） 成績発表

（冬期）

- 翌年 1 月／2 月 派遣
- 2 月中 研修報告書提出、研修受入先よりの評価報告書取り付け
- 2 月下旬 評価・合否判定
- 2 月下旬（詳細は学年暦参照） 成績発表

法律相談クリニック実施要綱

履修課程 1-(2)-③の「法律相談クリニック」は、下記要綱に基づいて実施する。

【研修の趣旨】

将来法曹となる者を教育対象とする法科大学院においては、法の理論教育にとどまらず、実務への架橋となる教育が求められている。本クリニックはこの点に鑑み、法科大学院教育課程の中で法律事務所に学生を派遣し、弁護士の行う法律相談に立ち会い、弁護士の指導を受けることにより、法律相談の方法と案件処理の方針を学ぶとともに、法律家の果たすべき役割を体得することを主たる目的とする。

参加学生には実施前に事前指導を行い、研修期間中にも集中講義を行う。また、研修終了後には、研修成果を確認するために参加学生に報告書を提出させる。成績評価は、平常の成績、出席状況、参加学生が提出した報告書などを総合して行う。

【研修の概要】

- 1 (参加学生) 本クリニックは、一橋大学法科大学院の第2年次学生（既修者であつて第2年次編入された者を含む。）を対象とする。派遣可能期間の都合上、派遣人数の上限があるため、希望者多数の場合には、法科大学院が実施する抽選により選抜することがある。
- 2 (研修機関) 研修機関は、国内の法律事務所とする。必要があるときは、これらの機関と法科大学院が協議して文書で詳細を取り決める。
- 3 (事前指導) 法科大学院は、派遣に先立って、参加学生に対し、就業規則等の研修先における内規及び守秘義務を遵守することを中心とした事前指導を行う。
- 4 (研修期間) 研修先での研修は冬期に実施することとし、その回数は、1月に1日、合計4回程度とする。研修時間は、毎月1回の検討会及び集中講義も含め、合計で45時間とする（1単位）。
- 5 (研修内容) 研修の内容は、研修機関で実施される法律相談に立ち会うこと、及び合同の事例検討会に参加することとする。細目については、必要に応じ、上記『研修の趣旨』を達成するのに適切なものとなるよう研修機関と法科大学院の間で協議の上、これを決定する。
- 6 (報告書) 参加学生は、研修終了後に、法科大学院に研修報告書を提出しなければならない。
- 7 (費用等) 原則として、研修は無給とし、研修のための交通費及び食費は参加学生の負担とする。
- 8 (保険) 参加学生は、研修に適用される学生用の傷害保険及び損害賠償責任保険に加入しなければならない。
- 9 次のいずれかの事由が発生した場合は、本クリニックは即時中止となることがある。

- ① 誓約書の記載事項に違反をした場合
- ② 無断でクリニックを欠席した場合
- ③ クリニックへの参加に堪えられない健康状態となった場合
- ④ クリニック参加のために提出した書類に重大な虚偽記載があった場合

一橋大学法学部法曹コース学生による法科大学院科目先行履修実施要綱

令和3年10月27日

法科大学院教授会

令和3年11月17日

法学部・法学研究科教授会

改正 令和7年12月18日

学則65条の4第3項に基づき、法科大学院科目先行履修の実施要綱を以下のとおり定める。

1. 対象科目 先行履修の対象となる科目は以下のとおりとする。

- ・法科大学院先行履修科目「行政法基礎（法科大学院先行履修科目）」（2単位）
- ・法科大学院先行履修科目「商法Ⅱ（法科大学院先行履修科目）」（4単位）

「行政法基礎（法科大学院先行履修科目）」は法科大学院科目「行政法基礎」と、「商法Ⅱ（法科大学院先行履修科目）」は法科大学院科目「商法Ⅱ」との共修科目となり、法科大学院生と共に、法曹養成に直結するより実践的な講義を受講する。

2. 履修要件 先行履修を行うためには以下の要件を満たさなければならない。

- ①法学部法曹コースに所属していること
- ②対応する学部科目（「行政法基礎（法科大学院先行履修科目）」にあつては「行政法（総論）」、「商法Ⅱ（法科大学院先行履修科目）」にあつては「商法Ⅱ（令和7年度以前にあつては「会社法）」）について単位を修得していること
- ③ GPA 対象科目の総履修単位についての GPA が 3.8 以上であること。

3. 履修手続 先行履修希望者は、指定する期日までに法科大学院事務室に所定様式の履修登録票を提出すること。法科大学院科目については、履修者数に限りがあるため、履修の可否を判断し、その結果を先行履修希望者に通知する。

4. 成績評価 先行履修科目については、以下の法科大学院の成績評価基準が適用され、D以上が合格となる。

- A（到達目標を達成しており、きわめて優秀）
- B（到達目標を達成しており、優秀）
- C（到達目標を達成しており、能力や知識が望ましい水準に達している）
- D（到達目標に照らし、一応の水準には達しているが、望ましい水準に達するためにはなお努力を要する）

F（到達目標に達していない。不合格）

5. 合格した場合の扱い 先行履修科目に合格した場合、学部の成績には算入されない。法科大学院入学後に、所定様式の単位算入認定願を提出することで、法科大学院で修得した単位に算入することができる。その際、先行履修科目の成績が法科大学院の成績として認定され、法科大学院での GPA に算入される。なお、単位算入認定願を提出せず、改めて法科大学院科目である「行政法基礎」、「商法Ⅱ」を履修することも可能である。

6. キャップ制 先行履修科目は履修登録単位数の上限（キャップ制）の適用対象となる。

一橋大学法学部法曹コース出身学生による 法科大学院科目既修得単位認定実施要綱

令和3年10月27日

法科大学院教授会

令和3年11月17日

法学部・法学研究科教授会

改正 令和7年12月18日

規則8条4項に基づき、法学部法曹コース出身学生による既修得単位認定（法曹基礎課程履修科目既修得単位認定）の実施要綱を以下のとおり定める。

1. 対象科目 既修得単位認定の対象となるのは以下の科目であり、所定の手続を経ることにより、対応する法科大学院科目について、法科大学院で単位を修得したものとみなす。

法学部学部基礎科目	法科大学院における既修得単位認定科目
「行政法（総論）」4単位	「行政法基礎」2単位
「商法Ⅱ」4単位	「商法Ⅱ」4単位
「商法Ⅰ」2単位	「商法Ⅰ」2単位
「西洋近代法史」2単位	「西洋法制史」2単位
「日本近代法史」2単位	「日本法制史」2単位
「中国法各論」2単位	「中国法」2単位
「法哲学」2単位	「法哲学」2単位
「比較法文化論」2単位	「比較法文化論」2単位

2. 成績要件 既修得単位認定のためには、本学法学部において、A+の成績を修めていること（「行政法（総論）」にあつては、A以上の成績を修めたうえで所定の既修者認定試験に合格すること）を要件とする。

3. 単位数の上限 「西洋法制史」、「日本法制史」、「中国法」、「法哲学」、「比較法文化論」の既修得単位認定は合計4単位を上限とする。

4. 申請手続 本学法学部法曹コースに所属する卒業見込み者で、かつ法科大学院入学予定者であつて、既修得単位認定を希望する者は、3月上旬の成績発表時から指定する期日までに、法科大学院事務室に、既修得単位認定申請書を提出するものとする。その後、「行政法（総論）」の既修得単位認定を希望する者には、既修認定試験を実施する。既修得単位認定

の結果については、法科大学院入学時以降に通知する。

5. 既修得認定科目の成績評価 既修得認定を受けた科目についての法科大学院での成績はE（合格）とし、法科大学院での GPA 算出対象には含まない。

附 則

- 1 本要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度以前に法学部対象科目を修得した者の法科大学院における既修得単位認定は、改正後の規定にかかわらずなお従前の例による。

7 入学前の既修得単位の認定要綱

令和 4 年 2 月 22 日

法科大学院教授会

改正

令和 4 年 11 月 30 日

令和 5 年 1 月 25 日

規則 25 条の 3、細則 10 条に基づき、入学前の既修得単位の認定手続を以下のように定める。

1. 対象科目 他の大学院等において履修した科目について修得した単位を、法科大学院授業科目の履修により修得したものとする振替認定の対象となる科目は以下の通りである。

規則別表第 2 の A 欄の科目	西洋法制史、日本法制史、中国法、法哲学、法社会学、比較法文化論、環境法Ⅰ、環境法Ⅱ、租税法Ⅰ、租税法Ⅱ、倒産処理法Ⅰ、倒産処理法Ⅱ、知的財産法Ⅰ、知的財産法Ⅱ、労働法Ⅰ、労働法Ⅱ、独占禁止法Ⅰ、独占禁止法Ⅱ、国際公法Ⅰ、国際公法Ⅱ、国際公法Ⅲ、国際私法Ⅰ、国際私法Ⅱ
規則別表第 2 の B 欄の科目	英米法、法律英語、法と心理学、法と経済学、公法演習Ⅲ、企業法演習Ⅲ

2. 振替認定を受けようとする科目の単位数の合計 30 単位を超えない範囲

3. 申請期限 入学年次の春学期における履修登録の登録期間終了日

4. 申請手続 振替認定希望者は、事前に本学の対応科目のシラバスを参照し、科目の対応性があると認めた場合、所定の様式により、他の大学院又は外国の大学院が発行した成績証明書及び当該大学院発行の書面（シラバス等）を添えて申請する。ただし、外国の大学院等で修得した単位について振替認定を申請する場合には、①当該大学院発行の書類（シラバス等）およびその邦訳、②当該科目担当教員作成の書面（署名がされたもの）及びその邦訳、③その他科目の内容を証明する外国の大学院または大学院に所属する教職員が作成した書類及びその邦訳のいずれかを添付すること。

5. 審査手続 法科大学院教授会にて決定する。

6. 成績評価 成績評価は E（合格）となる。振替認定を受けた科目及び単位数は修了要件判定の際に履修済み科目及び単位数として算入される。ただし GPA 算定の際には考慮されない。

8 ビジネスロー・コース

履修課程 1-(2)-④の「ビジネスロー・コース」は、下記要領に基づいて実施する。

ビジネスロー・コース実施要領

【コースの趣旨】

一橋大学法科大学院では、「ビジネス法務に精通した法曹」、「国際的な視野をもった法曹」、「人権感覚に富んだ法曹」を全ての学生が共通して身につけるべき理念として掲げているが、ビジネス法務については、商法講習所以来の本学の歴史的生い立ちから、その分野の専門家を特に養成することを目指している。そのため、国立キャンパスにおいて、基本ビジネスロー科目を多数開講するとともに、第 3 年次において希望者に対してビジネスロー・コースを開講し、週 1 日、日本のビジネスセンターである千代田区一ツ橋に位置する学術総合センター（千代田キャンパス）において、インテンシブかつ実践的なビジネスロー教育を行う。

【コースの概要】

- 1 （場 所） 千代田キャンパス（千代田区一ツ橋 2・1・2 学術総合センター4 階）
- 2 （開講学年） 第 3 年次の秋冬学期
- 3 （開 講 日） 毎週金曜日
- 4 （担当教員） 法科大学院のビジネスロー・コース担当専任教員が中心となり、法学研究科ビジネスロー・コースの教員及び渉外法律事務所の弁護士等の実務家の協力を得て行なう。
- 5 （コースの履修許可願と選考） 第 3 年次春夏学期終了時において、コース履修許可願を法科大学院長に提出する。定員は 25 名程度とする。希望者が定員を大きく超える場合には、法科大学院における履修済み科目及びその成績等に基づいて選考する。
- 6 （コース履修にあたり事前の履修を推奨する科目） ビジネスロー・コースの履修を希望する者は、第 2 年次において、選択科目群 A-2 については独占禁止法 I・II、知的財産法 I・II、租税法 I・II、倒産処理法 I・II、国際私法 I・II の中から選択履修しておくことを推奨する。なおこれらの科目の履修を推奨しているのは、事前にその科目の知識があれば授業の理解に役立つという意味であり、コース所属にあたり履修を必須とするものではなく、各学生の司法試験における選択科目の選択にも関係しない。
- 7 （カリキュラム） 3 年次秋冬学期において、実践ビジネスロー I、実践ビジネスロー II、ワールド・ビジネス・ロー、企業法務 I（企業法務・交渉）、企業法務 II（ファイナンス・買収）の 5 科目 8 単位をすべて履修し、加えて、実践ゼミ 4 科目から 2 科目 2 単

位を選択履修すること。

なお、実践ゼミについては、同じ時間帯に 2 科目を開講するので、4 科目から 2 科目選択とはいっても、選択できる組み合わせが限られている点に注意すること。

また、各選択科目の履修人数の上限は 15 名程度とする。したがって、履修希望者多数の選択科目は、履修が認められない場合もあることに注意すること。履修希望者多数の選択科目については、抽選で履修者を決定する。実践ゼミの履修については、希望順位を付けて履修許可願を提出すること。

8 (コース修了の認定) 実践ゼミから 2 科目 2 単位、必修 5 科目 8 単位の合計 10 単位を修得した者をコース修了者と認定し、ビジネスロー・コース修了認定証を交付する。

9 (コース修了の認定を受けられなかった者の法科大学院修了認定) コース修了に必要なコース必修・選択科目の単位を修得できなかった場合であっても、第 3 年次において修得すべき必要な単位を修得していれば、法科大学院教授会に対して法科大学院を修了したことの認定を申請することができる。この場合には、実践ゼミは発展ゼミⅡに、その他のコース必修科目・選択科目は、第 3 年次の任意の選択科目に読み替えることができる。

コースの必要単位を修得できず、かつ、上記の読み替えを行っても法科大学院修了に必要な単位数に足りない者、あるいは、読み替えを申請しなかった者は、第 3 年次に留年のうえで、ビジネスロー・コースの科目を履修することができる。

10 (注意点) 秋冬学期に 1 日 5 科目を履修することになり、きわめてインテンシブであるために、その点を十分に留意すること。ビジネスロー・コースの履修については特別の修了要件(法務専攻規則 7 条)が適用されるため、履修許可を受けた後、履修を辞退・撤回することはできない。

9 オフィス・アワー

オフィス・アワーは、次に掲げる実施要領に基づいて実施します。個々の教員のオフィスアワーは、別に掲示します。

一橋大学法科大学院オフィス・アワー実施要領

1 (目的)

一橋大学大学院法学研究科法務専攻（以下、法科大学院という）の学生に対し、学習上の疑問点、学習の方法、進路などについて、任意の教員に対し自由に個別相談をする機会を設けることにより、教育効果を向上させるため、オフィス・アワーを設ける。

2 (担当者)

オフィス・アワーの担当者は、法科大学院の専任教員、特任教員及び兼任教員（法学研究科に所属する者）の全員とする。

3 (実施期間)

- (1) オフィス・アワーの実施期間は、その教員が授業を担当する学期（夏期を除く）のうち、下記の期間を除く期間とする。

①休業期間。

②期末試験及び進級試験の出題・採点をする教員については、試験期間の1週間前から試験実施日の後3週間を経過するまでの期間。

- (2) 教員は、前項の規定にかかわらず、授業を担当しない学期及び休業期間にも、任意にオフィス・アワーを実施することができる。

4 (実施時間)

- (1) 原則として、学期ごとに各教員が定める一定の時間帯に、週1時間以上行う。
- (2) 教員は、海外渡航その他の事情があるときは、臨時に実施時間を変更することができる。

5 (実施場所)

- (1) 原則として、各教員の研究室とする。
- (2) 実施期間中を通じて、共同研究室その他各教員の研究室以外の場所でオフィス・アワーを実施する予定の教員は、予め、その実施場所を明示する。
- (3) 前2項にかかわらず、教員は、必要に応じて、臨時に実施場所を変更することができる。

6 (実施方法)

- (1) オフィス・アワーの実施は、各教員の選択により、学生の予約を要しない方法（自由訪問制）又は予約を求める方法（予約制）による。
- (2) 予約制を選択した教員は、学生に対し、予約の方法を予め明示する。

7（学部等のオフィス・アワーとの関係）

本実施要領で定めるオフィス・アワーは、学部及び大学院他専攻のオフィス・アワーを兼ねることができるものとする。

8（役職者の適用除外）

一橋大学副学長、法学研究科長、法科大学院長の職にある教員は、その職にある間は、本実施要領にかかわらず、随時に、オフィス・アワーを設けることで足りるものとする。

II 法科大学院教員一覧

専任教員

氏 名	職名	専門分野	研究室（内線番号）	メール・アドレス
玉井 利幸	教授	商法		
相澤 美智子	教授	労働法		
石綿 はる美	教授	民法		
江藤 祥平	教授	憲法		
大澤 彩	教授	民法		
仮屋 広郷	教授	商法		
小林 一郎	教授	国際取引法		
酒井 太郎	教授	商法		
杉山 悦子◆	教授	民事訴訟法		
高平 奇恵	教授	刑事訴訟法		
竹下 啓介	教授	国際私法		
但見 亮	教授	中国法		
鳥山 泰志	教授	民法		
本庄 武	教授	刑法		
水元 宏典	教授	民事訴訟法		
緑 大輔	教授	刑事訴訟法		
ジョン・ミドルトン	教授	英米法		
柳 武史	教授	経済法		
小峯 庸平	准教授	民法		
高橋 真弓	准教授	商法		
土井 翼	准教授	行政法		
八木 敬二	准教授	民事訴訟法		
新任	特任教授	民事実務		
高島 剛	特任教授	民事裁判		
新任	特任教授	刑事実務		

※ 氏名の後に◆のついた教員は司法試験考査委員です。司法試験問題漏洩防止のため、この先生方に質問等を行う場合は、オープンスペースで指導を受けるか、メールで質問する場合は確認用アドレス（info@law.hit-u.ac.jp）にccするようにしてください。

※ 兼任・兼任教員への連絡は担当授業のシラバス（CELSにログインして参照）にて連絡先を確認するか、授業前後に直接行ってください。

教員一覧＜兼任・兼任教員＞

●兼任教員

氏名	職名（本務先）	専門分野
安藤 馨	法学研究科 教授	法哲学
生貝 直人	法学研究科 教授	情報法
角田 美穂子	社会科学高等研究院 教授	民法
平良 小百合	法学研究科 教授	憲法
田中 良弘	法学研究科 教授	行政法
長塚 真琴	法学研究科 教授	知的財産法
中西 優美子	法学研究科 教授	EU法
松園 潤一郎	法学研究科 教授	日本法制史
屋敷 二郎	法学研究科 教授	西洋法制史
酒井 智之	法学研究科 准教授	刑法
藤岡 祐治	法学研究科 准教授	租税法
山本 俊介	法学研究科 准教授	知的財産法
山本 真祐子	法学研究科 准教授	知的財産法
西垣 怜央	法学研究科 講師	民法
青木 孝之	法学研究科 特任教授	刑事実務
青木 人志	法学研究科 特任教授	比較法

●兼任教員

氏名	担当科目	
飯田 高	法と経済学	
市川 充	法曹倫理Ⅰ	
王 云海	比較刑事司法、発展ゼミⅡ	
小川 祐之	法社会学	
小田 勇一	発展ゼミⅠ	
織 朱實	環境法Ⅰ、発展ゼミⅠ	
嘉多山 宗	発展ゼミⅡ	
葛野 尋之	刑事法演習Ⅰ、問題解決実践	
児玉 安司	医事法	
佐伯 昌彦	法と心理学	
佐藤 弥恵	国際公法Ⅱ	
品谷 篤哉	金融商品取引法	
下山 憲治	環境法Ⅱ	
只野 雅人	憲法Ⅱ	
長屋 文裕	公法実務基礎	
賛田 健二郎	刑事法演習Ⅲ	
藤田 尚子	医事法	
増田 幸弘	社会保障法	
松田 浩道	国際公法Ⅰ、発展ゼミⅠ	
松原 拓郎	少年法	
宮坂 渉	西洋法制史	
渡辺 豊	国際公法Ⅲ	
有吉 尚哉	*企業法務Ⅱ（ファイナンス・買収）	
伊東 啓	*企業法務Ⅱ（ファイナンス・買収）	
井上 由里子	*実践ゼミ（知的財産法）	
江崎 滋恒	*実践ゼミ（独占禁止法）	
河島 勇太	*実践ビジネスローⅠ	
毛塚 衛	*実践ゼミ（税法）	
佐藤 丈文	*企業法務Ⅱ（ファイナンス・買収）	
島田 哲宏	*実践ゼミ（税法）	
末 啓一郎	*実践ゼミ（国際経済法）	
田中 康之	*実践ビジネスローⅡ	
寺門 峻佑	*ワールド・ビジネス・ロー	
戸倉 圭太	*企業法務Ⅰ	
戸田 暁	*実践ゼミ（知的財産法）	
中尾 雄史	*ワールド・ビジネス・ロー	
根本 剛史	*企業法務Ⅱ（ファイナンス・買収）	
樋口 翔太	*実践ゼミ（税法）	
山田 篤	*実践ゼミ（独占禁止法）	
若林 耕	*ワールド・ビジネス・ロー	

* ビジネスロー・コース（千代田キャンパス）での開講科目です。

※兼任・兼任教員への連絡は担当授業のシラバス（CELSにログインして参照）にて連絡先を確認するか、授業前後に直接行ってください。

Ⅲ 法科大学院資料室の利用

法科大学院資料室は、以下の規則にしたがって開設されますので、活用してください。

一橋大学大学院法学研究科法務専攻資料室利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一橋大学大学院法学研究科法務専攻資料室（以下「資料室」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 資料室を利用できる者（以下「利用者」という。）は次の各号に掲げる者とする。

- 一 法学研究科（以下「研究科」という。）の職員（客員教員及び非常勤講師を含む。）
- 二 法学研究科法務専攻（以下「専攻」という。）の学生
- 三 法学研究科修士課程又は博士後期課程の学生
- 四 研究科が受け入れた研究員等
- 五 大学院法学研究科法務専攻長が特に認めた者

2 法科大学院長は、前項第3号から第5号までの利用者について、専攻の学生の学習機会を確保するために必要な範囲内で、資料室の利用を制限し、利用の方法を定めることができる。

(閉室日)

第3条 閉室日は、次に掲げるとおりとする。

- 一 土曜日及び祝日
- 二 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

2 前項の規定にかかわらず、法科大学院長が必要と認めたときは、臨時に閉室または開室することができる。

(開室時間)

第4条 開室時間は午前9時から午後7時45分までとする。

- 2 前項にかかわらず、日曜日の開室時間は、午後2時から午後7時45分までとする。
- 3 法科大学院長が必要と認めたときは、前2項の開室時間を変更することができる。

(利用の範囲)

第5条 資料室の利用の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 書籍及び雑誌の閲覧及び複写
- 二 データベースの閲覧及び複製
- 三 施設及び設備の利用

(資料の閲覧)

第6条 利用者は、資料室に配架された資料を自由に閲覧することができる。

2 資料室の資料は、貸出しをしないものとする。

(資料の複写)

第7条 利用者は、教育、研究又は学習のために資料の複写を依頼することができる。

2 資料の複写については、一橋大学文献複写規則（昭和42年9月11日制定）の定めるところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、著作権法に抵触する複写その他法科大学院長が不適当と認める資料の複写の依頼には応じないものとする。

(データベースの閲覧)

第8条 利用者は、所定のコンピュータを利用して、データベースにアクセスし、閲覧することができる。

2 前項のコンピュータは、データベースの閲覧、複製及び送信の目的に限って利用することができる。

(データベースのデータの複製等)

第9条 利用者は、データベース内のデータを自己の所持するフロッピーその他の媒体に複製し、又は自己の利用するコンピュータにおいて利用するため送信することができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項のデータの複製及び送信に準用する。

(施設等の利用)

第10条 利用者は、所定の手続を経て、資料室の施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用することができる。

(弁償義務)

第11条 利用者が故意又は過失により資料を亡失し、又は損傷したときは、すみやかに法科大学院長に届け出なければならない。

2 法科大学院長は、前項の者に対して、原状の回復又はその損害に相当する費用の弁償を求めることができる。

3 前2項の規定は、利用者が施設等を損傷した場合に準用する。

(利用の制限)

第12条 法科大学院長は、利用者がこの規則その他係員の指示に違反したときは、資料室の利用を制限し又は禁止することができる。

(雑則)

第13条 この規則に定めるほか、資料室の利用に関し必要な事項は別に定める。

IV 法科大学院科目等履修生

法科大学院修了後の身分として、科目等履修生制度があります。

一橋大学法科大学院科目等履修生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一橋大学学則（平成16年規則第2号）第81条の規定に基づき、法科大学院科目等履修生について、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 法科大学院科目等履修生として申請できる者は、本学の法科大学院を修了見込の者又は、修了後1年以内の者とする。

(履修期間)

第3条 履修期間は、春学期及び夏学期又は秋学期及び冬学期を単位とする。ただし、修了後1年6ヶ月を超えることはできない。

(申請手続)

第4条 法科大学院科目等履修生として履修を希望する者は、所定の期日までに法科大学院科目等履修生申請書を法科大学院長に提出しなければならない。

(許可)

第5条 法科大学院科目等履修生の許可は、法科大学院教授会の議に基づき学長が許可する。

(入学時期)

第6条 前条の許可を受けた者の入学時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

(履修科目)

第7条 法科大学院科目等履修生は、春学期及び夏学期又は秋学期及び冬学期において法科大学院が指定する授業科目を履修する。

(単位の認定)

第8条 法科大学院科目等履修生が授業科目を履修し試験に合格したときは、その授業科目の単位を認定することができる。

(授業料等)

第9条 法科大学院科目等履修生の授業料は、別に定める。なお、入学料及び検定料は徴収しない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、法科大学院科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

V 学修上の各種相談について

1 学修相談について

本学法科大学院の学修に困難を感じる事があれば、本学教員に遠慮せず相談してください。

なお、未修者として入学した学生には担任教員が配置されていますが、担任教員に限らずすべての教員があなたの学修相談に応じる準備をしています。直接、教員に電子メールを送り、オフィスアワーの予約をしてください（オフィスアワーは大学院版学生便覧に掲載しています）。または、事務室・準備室を通じて連絡を取ることも可能です。

誰に相談してよいかわからない時は、法科大学院事務室、法科大学院準備室、本庄教授（院長補佐・主任）、または相澤教授（学生相談担当・主任）に相談してください。

2 ハラスメント

ハラスメントとは、人間としての尊厳を侵害する行為であり、人に対する思いやりと敬意を欠いた行為です。ハラスメントの中にはセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アルコール・ハラスメントなどがあります。またそれらが複合した形態のハラスメントもあります。

相談を希望する場合、まずは構内に設置してあるハラスメント相談室に直接メールか電話で予約をしてください。メールも電話も、法科大学院教職員とは関係しない専門相談員だけが受け付けます。予約の際には、相談者の名前・連絡先を正確に伝えてください。相談員が相談者の名前を第三者に伝えることはありませんし、対策委員会で対応が必要となった場合でも匿名で扱い、最後まで名前を公表することはありません。安心して、相談員を信頼して、お名前をお知らせ下さい。

ハラスメント相談室（窓口の対応時間は下記のウェブサイトからご確認ください。）

<https://www.hit-u.ac.jp/harassment/soudan.html>

電子メール harassment@ad.hit-u.ac.jp

電話 042-580-8148

3 メンタル・ヘルスケア

以下に、皆さんのメンタル・ヘルスケアに有用と思われる情報を提供します。

① 一橋大学学内の相談機関（いずれも西キャンパス）

保健センター（平日 8:30～17:00）

<https://www.hit-u.ac.jp/hoken/index.html>

電子メール hokesen@ad.hit-u.ac.jp（予約・相談専用）

電話 042-580-8172

学生相談室（月～金・10:00～17:00（祝日閉室））（第2講義棟1階）

<https://www.hit-u.ac.jp/soudan/counseling/>

電子メール imakoko@ad.hit-u.ac.jp

電話 042-580-8147（予約時間：月～金・8:30～17:00）

② 学外の WEB サイト、電話相談機関等

厚生労働省・こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～

<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/>

厚生労働省・こころの耳～働く人のメンタルヘルス・サポートサイト

<https://kokoro.mhlw.go.jp>

一般財団法人・日本臨床心理士会・臨床心理士に会うには

<http://www.jsccp.jp/near/>

全国の医療機関・薬局が検索できる「医療情報ネット」

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

東京いのちの電話 03-3264-4343

(年中無休、24 時間)

東京多摩いのちの電話 042-327-4343

(10 時～21 時、毎月第 3 金・土 24 時間受付)

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 修了及び進級（第6条—第17条）

第3章 成績の認定及び評価（第18条—第26条）

第4章 留年・休学及び除籍等（第27条—第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、一橋大学大学院法学研究科規則（平成16年規則第96号。以下「規則」という。）第1条第2項の規定に基づき、一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）（以下「法科大学院」という。）の修業年限、授業科目（以下「科目」という。）及び履修方法その他必要な事項を定めることを目的とする。

（法科大学院長、法科大学院教授会）

第2条 法科大学院に、法科大学院の長として法務専攻長（法科大学院長）（以下「法科大学院長」という。）を置く。

2 法科大学院に、法科大学院長、法科大学院の専任教員及び特任教員によって構成される法務専攻教員会議（法科大学院教授会）（以下「法科大学院教授会」という。）を置く。

（科目、単位の認定方法）

第3条 法科大学院に置かれる科目及び単位数は、別表第1、第2、第3及び第4のとおりとする。

2 科目の単位認定方法は、教場における15時間をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、実務研修については、45時間をもって1単位とする。

4 講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2項に規定する基準を考慮して法科大学院長が定める時間の授業をもって1単位とする。

（履修登録の制限）

第4条 各年度（原級留置（以下「留年」という。）となった年度を含む。）において履修科目として登録することができる単位数は、第1年次にあつては33単位、第2年次及び第3年次にあつては36単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、一橋大学法学部法曹コース（他の法科大学院のみと法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。）（以下「連携法曹基礎課程」という。）を修了して法科大学院に入学した者その他登録した履修科目の単位を法科大学院が定めた基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として法科大学院が認める学生については、各年次につき44単位まで履修科目として登録を認めること（以下「履修単位上限緩和認定」という。）ができる。

3 前項の履修単位上限緩和認定の申請をしようとする者は、法科大学院教授会が別に定めるところに従って、所定の様式に必要な書類を添えて、所定の期日までに法科大学院長あてに提出しなければならない。

4 第2項の履修単位上限緩和認定は、法科大学院教授会の議を経て、法科大学院長が行う。

（重複履修の制限等）

第5条 同一科目については、別表第5に掲げる科目並びに第10条第7項、第11条第3項及び第12条第2項に定めのある場合を除いて、重複して履修することができない。

2 授業時間表において重複している科目を同時に履修することはできない。

第2章 修了及び進級

（修了要件）

第6条 修了の要件は、法科大学院に3年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、93単位以上を修得することとする。

一 別表第1に定める必修科目 計77単位

二 別表第2のA欄及びB欄に定める選択科目 同表の定める各科目群から同表の履修要件に従って各6

単位、4単位又は2単位 計16単位

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1に定める必修科目中「発展ゼミⅠ」・「発展ゼミⅡ」については、それぞれの科目に代えて、別表第2のB選択科目群2欄に定める選択科目の中から各1科目2単位を履修することができる。

(ビジネスロー・コースの特例)

- 第7条 前条の規定にかかわらず、第13条の定めるところに従って第3年次においてビジネスロー・コースの履修を許可された者の修了要件については、次の各号に定める単位を含め、93単位以上とする。

- 一 別表第1に定める必修科目中「発展ゼミⅡ」を除く科目 計75単位
- 二 別表第2のA欄に定める選択科目 同表の定める各科目群から同表の履修要件に従って各2単位 計6単位
- 三 別表第2のB選択科目群1―1欄に定める選択科目 2単位
- 四 別表第3のA欄に定めるコース必修科目 計8単位
- 五 別表第3のB欄に定めるコース選択科目 計2単位

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、別表第1に定める必修科目中「発展ゼミⅠ」については、当該科目に代えて、別表第2のB選択科目群2欄に定める選択科目の中から各1科目2単位を履修することができる。

- 3 ビジネスロー・コースの履修を許可された者が第1項に掲げる履修要件を満たさない場合であっても、前条所定の修了要件を満たす場合には、その者は、前条に基づいて法科大学院を修了したことの認定を求めることができる。この場合、実践ゼミは「発展ゼミⅡ」に、その他のコース必修科目は、第3年次の任意の選択科目に読み替えることができる。

- 4 前項の認定を求めようとする学生は、法科大学院教授会が別に定める手続に従って、認定の申請をしなければならない。

(既修者の修了要件)

- 第8条 第6条の規定にかかわらず、法科大学院が実施する法学既修者試験に合格した者（以下「法学既修者」という。）の修了要件は、法科大学院に2年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、63単位以上を修得することとする。

- 一 別表第1に定める第2年次及び第3年次必修科目 計46単位
- 二 別表第2のA欄及びB欄に定める選択科目 同表の定める各科目群から同表の履修要件に従って各4単位又は2単位 計16単位
- 三 別表第2のA欄に定める選択科目又は別表第4に定める自由選択科目 第2年次に開講される科目のなかで、選択科目にあっては同欄に定める科目のなかから任意に1科目2単位、又は、自由選択科目にあっては1科目1単位 計2単位又は1単位

- 2 法学既修者試験の合格者は、第2年次に編入されるものとする。この場合、法科大学院は、合格者について次に掲げる科目30単位を第1年次において修得したものとみなす。

別表第1に定める第1年次の必修科目中、「比較法制度論」を除く科目。

- 3 前項の場合において、合格者が連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した場合又はこれらの者と同等の学識を有すると法科大学院が認めた場合、法科大学院は、当該合格者の申請に基づき、連携法曹基礎課程において履修した科目について法科大学院第2年次又は3年次において修得したものとみなすこと（以下「法曹基礎課程履修科目既修得単位認定」という。）ができる。

- 4 前項の法曹基礎課程履修科目既修得単位認定について必要な事項は、別に定める。

- 5 第1項の場合においては、第6条第2項を準用する。

(既修者に関するビジネスロー・コースの特例)

- 第9条 前条の規定にかかわらず、法学既修者のうち、第13条の定めるところに従って第3年次にビジネスロー・コースの履修を許可された者の修了要件は、次の各号に定める単位を含め、63単位以上とする。

- 一 別表第1に定める必修科目中「発展ゼミⅡ」を除く科目 44単位
- 二 別表第2のA欄に定める第2年次の選択科目 同表の定める各科目群から同表の定めに従って各2単位 計6単位

二の二 別表第2のA欄に定める選択科目又は別表第4に定める自由選択科目 第2年次において開講される科目のなかで、選択科目にあっては同欄に定める科目のなかから任意に1科目2単位、又は自

由選択科目にあつては1科目1単位 計2単位又は1単位

三 別表第2のB選択科目群1—1欄に定める選択科目 2単位

四 別表第3のA欄に定めるコース必修科目 8単位

五 別表第3のB欄に定めるコース選択科目 2単位

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1に定める必修科目中「発展ゼミⅠ」については、当該科目に代えて、別表第2のB選択科目群2欄に定める選択科目の中から各1科目2単位を履修することができる。
- 3 法学既修者のうちビジネスロー・コースの履修を許可された者が、第1項の修了要件を満たさないときであっても、第8条第1項の要件を満たす場合には、第7条第3項を準用する。この場合、「前条」は「第8条」と読み替える。
- 4 前項の場合においては、第7条第4項を準用する。
(第2年次進級の要件)

第10条 法科大学院の第1年次に在学する者が第2年次に進級するための要件は、別表第1に定める第1年次必修科目31単位を修得し、第1年次の学年末に実施する進級試験の科目すべてに合格し、かつ、共通到達度確認試験において、法科大学院教授会が設定する水準の成績を収めることとする。なお、進級試験を実施する前に、既に第1年次に留年することが確定している者については、進級試験は実施しない。

- 2 前項に定める進級試験の科目は、「憲法」、「民法」、「刑法」、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」とする。また、共通到達度確認試験の科目については、法科大学院教授会が定める。
- 3 第1項に定める進級試験の評価は、前項に定める科目ごとに合格又は不合格とする。
- 4 第2項に定める各試験科目にかかる進級試験のうちで、不合格となった試験科目がある者に対してはその科目について再試験を行い、法科大学院教授会が別に定める事由により進級試験を受けることができなかつた者に対してはその科目について追試験を行う。進級試験については、その再試験の再試験若しくは追試験又は追試験の再試験若しくは追試験は実施しない。
- 5 前項の場合においては、第22条第3項を準用する。この場合、同項にいう「定期試験の追試験、再試験の追試験又は追試験の追試験を受けようとする者」は、「第10条第4項に定める追試験を受けようとする者」と読み替える。
- 6 第2項に定める各試験科目にかかる進級試験のうちで、進級試験の再試験及び追試験の実施後においても不合格となった試験科目がある学生は、第1年次に留年するものとする。
- 7 前項の場合において、別表第1に定める第1年次必修科目31単位を重複して履修（以下「再履修」という。）しなければならない。この場合、前年度の成績及び修得単位数にかかわらず、再履修した年度の成績及び修得単位数をもって当該科目の成績及び修得単位数とする。
- 8 法科大学院長は、やむを得ない事情により共通到達度確認試験を受験することができなかつた者及び同試験において法科大学院が定める科目について所定の成績を収めることができなかった者に対しては、追試験又は再試験に相当する措置を講ずるものとする。

(第3年次進級の要件)

第11条 法科大学院の第2年次に在学する者が第3年次に進級するための要件は、次の各号に定める単位を含め、第2年次において34単位以上を修得することとする。

一 別表第1に定める第2年次必修科目 計28単位

二 別表第2のA欄に定める第2年次の選択科目 同表の定める各科目群から同表の定めに従って各2単位又は4単位 計6単位

- 2 第2年次に在学する者が第3年次進級の要件を満たさない場合には、第2年次に留年するものとする。
- 3 前項の場合において、既に履修した科目を再履修することができる。この場合、前年度の成績及び修得単位数にかかわらず、再履修した年度の成績及び修得単位数をもって当該科目の成績及び修得単位数とする。
- 4 第2項又は次条第1項のいずれかに該当する場合（第2項及び次条第1項の両方に該当する場合を除く。）は、「発展ゼミⅠ」及び別表第2のB欄に定める第3年次の選択科目を第4条に定める登録単位数の限度内において履修することができる。

(修了及び進級の一般的要件)

第12条 第6条から第9条までに定める修了要件並びに第10条及び第11条第1項に定める進級要件を満た

しているにもかかわらず、成績評価の対象となった年度における、一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）細則（平成16年規則第99号。以下「細則」という。）第5条の2第1項に定める方法により算出された必修科目GPAが、同条第2項に定める基準値に達しない学生は、修了又は進級できず、留年するものとする。

- 2 前項の場合において、成績評価の対象となった年度の必修科目で成績評価がD以下であったものを再履修しなければならない。また、成績評価の対象となった年度の必修科目で成績評価がCであったものを再履修することができる。ただし、1年次に留年した場合には、全科目を再履修しなければならない。
- 3 前項の規定により再履修した場合、前年度の成績及び修得単位数にかかわらず、再履修した年度の成績及び修得単位数をもって当該科目の成績及び修得単位数とする。
- 4 再履修した年度の必修科目GPAは、再履修した科目については再履修した年度の成績により、それ以外の科目については前年度の成績により算出する。

（ビジネスロー・コース）

第13条 法科大学院の教育課程にビジネスロー・コースを設ける。第3年次において同コースの履修を希望し、法科大学院長の許可を受けた者は、これを履修することができる。

- 2 同コースにおかれる科目は、次に掲げるものとする。
 - 一 別表第3のA欄に定めるコース必修科目
 - 二 別表第3のB欄に定めるコース選択科目
- 3 ビジネスロー・コースを履修した者の修了要件は、第7条の定めに従うこととする。ただし、法学既修者については第9条の定めに従うこととする。なお、ビジネスロー・コースの履修を許可された者については、「発展ゼミⅡ」の履修を認めない。
- 4 ビジネスロー・コースを履修し、法科大学院を修了した者に対しては、ビジネスロー・コース修了認定書を授与する。
- 5 第1項の許可を申請しようとする者は、法科大学院教授会が別に定めるところにより、所定の様式に必要な書類を添えて、所定の期日までに法科大学院長あてに提出しなければならない。
- 6 第1項の許可は、法科大学院教授会の議に基づき、法科大学院長が行う。

（法学研究の履修）

第14条 第6条及び第8条の規定にかかわらず、法科大学院の教員（法科大学院の法学を専攻する専任教員及び兼任教員）から論文指導を受けることを希望する者は、第2年次終了時に、当該教員の承認を得て、第3年次に、別表第4に定める「法学研究」を履修することができる。

- 2 前項の場合、「法学研究」4単位を別表第2のB欄に定める第3年次の選択科目の2科目4単位に代えることができる。

（随意科目の履修）

第15条 第1年次の学生は春学期及び夏学期において開講される「導入ゼミ」及び秋学期及び冬学期において開講される「法律文書作成ゼミ」を履修できる。この場合において、当該科目の修得単位及び単位数は、修了に必要な単位には算入しない。

（自由選択科目の履修）

第16条 第2年次の学生は夏期及び冬期において開講される「エクスターンシップ」並びに冬期において開講される「法律相談クリニック」（実務研修科目、各1単位）を履修できる。この場合において、当該科目の修得単位及び単位数のうち1単位は、法学既修者について、修了に必要な単位に算入される。

（守秘義務等）

第17条 別表第4中の「エクスターンシップ」及び「法律相談クリニック」の履修者は、別に定めるエクスターンシップ実施要綱及び法律相談クリニック実施要綱に従って研修を受けなければならない。特に、研修先において知りえた秘密について、外部に漏らしてはならない。

- 2 別表第1中の「発展ゼミⅠ」・「発展ゼミⅡ」において「人権クリニック」の名称の下に開設されるゼミに参加する学生は、別に定める人権クリニック実施要綱に従って参加しなければならない。特に、取り扱った事件についての秘密を漏らしてはならない。また、当該ゼミを担当する教員の許可なく、事件についての資料を謄写し又はその保管場所から持ち出してはならない。

第3章 成績の認定及び評価

（履修科目の登録）

第18条 学生は、履修を希望する科目を所定の期間内に登録しなければならない。ただし、第14条第1項

に定める「法学研究」の履修については、法科大学院教授会が別に定めるところに従って、登録の前に指導を希望する教員の承認を得なければならない。

2 前項により登録した履修科目の変更は認めない。

(履修科目の評価)

第19条 履修科目の評価は、科目担当教員が、試験の結果、提出課題、平常の成績等を総合して行う。

2 前項の規定にかかわらず、第16条に定める「エクスターンシップ」については、研修受入先から法科大学院に送付された評価書及び研修参加者が提出した報告書を総合して評価し、「法律相談クリニック」については平常の成績、参加者が提出した報告書などを総合して評価する。

(成績)

第20条 履修科目の成績は、A(到達目標を達成しており、きわめて優秀)、B(到達目標を達成しており、優秀)、C(到達目標を達成しており、能力や知識が望ましい水準に達している)、D(到達目標に照らし、一応の水準には達しているが、望ましい水準に達するためにはなお努力を要する)及びF(到達目標に達していない)の5段階とし、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、「発展ゼミⅠ」、「発展ゼミⅡ」、「エクスターンシップ」、「法律相談クリニック」、「法学研究」、「導入ゼミ」、「法律文書作成ゼミ」、「模擬裁判」及び「問題解決実践」についての評価は、E(合格)又はF(不合格)とする。

(定期試験、再試験、追試験)

第21条 定期試験は、春学期及び夏学期の科目は夏学期末に、通年並びに秋学期及び冬学期の科目は学年末に期日を定めて行う。

2 成績の評価に際して定期試験が実施された科目において、試験の結果に基づき、又は試験の結果を他と総合評価することにより、不合格の判定を受けた受験者(ただし、法科大学院教授会が別に定める事由以外の事由により受験しなかった者を除く。)に対して、再試験を実施することができる。定期試験については、再試験の再試験は実施しない。

3 成績の評価に際して定期試験が実施された科目において、法科大学院教授会が別に定める事由により試験を受けることができなかった者に対して、追試験を実施する。定期試験については、追試験の再試験は実施しない。

4 再試験及び追試験については、第1項を準用する。

(再試験、追試験の評価等)

第22条 定期試験の再試験又は再試験の追試験に合格した者の成績はDとする。

2 定期試験の追試験における評価は、原則として得点の9割とし、追試験の追試験における評価は得点の8割とする。

3 定期試験の追試験、再試験の追試験又は追試験の追試験を受けようとする者は、所定の様式に法科大学院教授会が別に定める必要書類を添えて、所定の期日までに法科大学院長あてに提出しなければならない。

4 定期試験の追試験、再試験の追試験又は追試験の追試験についての許可は、法科大学院教授会の議に基づき、法科大学院長が行う。

5 定期試験の再試験の実施は、法科大学院教授会の議に基づき、法科大学院長が決定する。

(単位の授与)

第23条 履修科目の合格者に対しては、所定の単位を授与する。

(単位の認定)

第24条 単位の認定は、春学期及び夏学期の科目は夏学期末に行い、通年並びに秋学期及び冬学期の科目は学年末に行うものとする。ただし、別に定める科目については、当該期間以外に単位を認定することができる。

2 前項の認定は、法科大学院教授会が行う。

(他大学院における修得単位の認定)

第25条 法科大学院は、一橋大学学則(平成16年規則第2号、以下「学則」という。)第64条各項の規定により、学生が他の大学院等において履修した科目について修得した単位を、修了要件の単位として、法科大学院における科目の履修により修得したものとみなすこと(以下「他大学院等修得単位認定」という。)ができる。

2 前項の他大学院等修得単位認定を受けようとする者は、所定の期日までに、法科大学院長あての所定

の様式により、他の大学院又は外国の大学院が発行した成績証明書を添えて、申請するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、外国の大学院等で修得した単位について他大学院等修得単位認定を申請しようとする者は、外国の大学院が発行した成績証明書に加えて、別に定める必要書類を申請書に添付しなければならない。

- 4 その他、他大学院等修得単位認定に必要な事項は、別に定める。

(先行履修単位認定)

第25条の2 法科大学院は、学則第65条の4の規定により、法科大学院に入学する前に履修した一橋大学学部履修規則（平成16年規則第117号）別表に定める法科大学院先行履修科目について修得した単位を、修了要件の単位として、法科大学院における科目の履修により修得したものとみなすこと（以下「先行履修単位認定」という。）ができる。

- 2 前項の先行履修単位認定を受けようとする者は、所定の期日までに、法科大学院長あての所定の様式により、成績証明書を添えて、申請するものとする。

- 3 先行履修単位認定について必要な事項は、別に定める。

(入学前既修得単位認定)

第25条の3 法科大学院は、学則第65条の4の規定により、法科大学院に入学する前に他の大学院において履修した科目について修得した単位を、修了要件の単位として、法科大学院における科目の履修により修得したものとみなすこと（以下「入学前既修得単位認定」という。）ができる。

- 2 前項の入学前既修得単位認定を受けようとする者は、所定の期日までに、法科大学院長あての所定の様式により、成績証明書を添えて、申請するものとする。

- 3 入学前既修得単位認定について必要な事項は、別に定める。

(警告、助言及び相談)

第26条 法科大学院長は、次のいずれかに該当する学生に対して、警告と助言をする。

- 一 夏学期末において、春学期及び夏学期の科目における総取得単位数のうちD以下の評価を受けた科目の合計単位数の割合が、細則第11条に定める基準を超えた学生
 - 二 冬学期末において、秋学期及び冬学期の科目における総取得単位数のうちD以下の評価を受けた科目の合計単位数の割合が、細則第11条に定める基準を超えた学生
 - 三 夏学期末において、春学期及び夏学期における必修科目GPAが細則第11条に定める基準値に達しない学生
 - 四 冬学期末において、当該年度における必修科目GPAが細則第11条に定める基準値に達しない学生
- 2 法科大学院長は、警告と助言を行った学期の翌学期以後2学期の間、警告と助言を受けた者の相談に継続して応じる。

第4章 留年・休学及び除籍等

(留年)

第27条 留年は、第1年次にあつては1回、第2年次及び第3年次にあつては2年の間に1回を超えることはできない。

- 2 前項の規定を超えて留年することとなった者は、除籍する。

- 3 前条第2項の規定は、留年者について準用する。この場合において、「警告と助言を行った学期の翌学期以後2学期の間」は「次の学年の間」、「警告と助言を受けた者」は「留年者」と読み替える。

(休学)

第28条 休学期間は、第1年次にあつては合計して1年を、第2年次及び第3年次にあつては2学年の間に合計して2年を超えることはできない。

- 2 前項の休学年限を超えた者は、これを除籍する。

(在学年限)

第29条 前2条の規定にかかわらず、各年次における在学年限は、第1年次にあつては合計して2年を、第2年次及び第3年次にあつては2学年の間に合計して3年を超えることはできない。

- 2 前項の在学年限を超えた者は、これを除籍する。

(再入学)

第30条 法科大学院への再入学は、病気による休学その他やむを得ない事由による除籍・退学の場合を除き認めない。

- 2 病気による休学その他やむを得ない事由により除籍され、あるいは退学した者が再入学を希望する場

合には、法科大学院が別に定める手続に従って申請をしなければならない。

- 3 再入学者の属する学年・既修得単位の取り扱いについては、除籍時の学年・修得単位数及びその内容を総合考慮して法科大学院教授会が個別に決定する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

第2条 前条の規定にかかわらず、平成19年4月1日において第3年次に在籍する者については、なお従前の例による。

第3条 第1条の規定にかかわらず、平成18年4月に入学した者（法学既修者を除く。）が第2年次に進級した場合においては、以下に掲げる措置を実施する。

一 第1年次において、導入ゼミ（1単位）及び裁判法（1単位）を履修したことをもって、第2年次後期の選択科目のうち選択科目群Ⅱ—1のなかの1科目2単位を履修したものとみなす。

二 第3年次の必修科目のうち公法実務基礎（1単位）については、規則第6条及び別表第1—A欄の規定にかかわらず、随意科目とみなす。

第4条 別表第2—A欄中の倒産処理法Ⅰについては、平成19年度は、3年次前期に、平成20年度は、2年次後期及び3年次前期に開講する。

2 別表第2—B欄中の倒産処理法Ⅱについては、平成19年度・平成20年度は、3年次後期に開講する。

3 別表第2—A欄中の知的財産法Ⅰについては、平成19年度は、2年次前期に開講する。

第5条 留年者・休学者について必要となる取扱いは、法科大学院教授会において個別に定める。

附 則

第1条 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

第2条 前条の規定にかかわらず、平成20年4月1日において第3年次に在籍する者については、第12条の2を適用しない。

第3条 附則第1条の規定にかかわらず、平成19年4月以前に入学し、かつ、平成20年4月1日において第1年次に在籍する者（法学既修者を除く。）については、平成20年度の履修科目の成績が改正後の規則第12条の2の要件を満たさないときは、改正前の規則第10条を適用する。また、平成20年4月1日において第2年次に在籍する者のうち法学未修者については、必修科目GPAが基準値を満たしていなくとも進級するものとする。

第4条 別表第2—B欄中の情報法、国際制度論、国際関係学及び外国法文献読解については、平成20年度は、3年次後期に開講する。

附 則

第1条 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

第2条 前条の規定にかかわらず、平成20年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の規定にかかわらず、平成24年以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成25年6月5日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の規定にかかわらず、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 改正後の規定にかかわらず、平成26年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成27年9月28日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 改正前の規則別表中に示された科目のうち、次表左欄に掲げる授業科目を履修した者は、同表右欄に掲げる授業科目を履修したものとして取り扱う。

旧規則上の授業科目	新規則上の授業科目
外国法文献読解	外国法文献読解 I

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行し、改正後の一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則の規定は、令和元年9月17日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第4条、第6条、第8条、第11条、第14条、第18条、第20条、別表第1のうち「判例研究（刑事法）」及び「企業法演習Ⅱ」並びに別表第2、第3、第4及び第5の規定にかかわらず、令和2年度以前（法学既修者については令和3年度以前）に入学した者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第1（「判例研究（刑事法）」及び「企業法演習Ⅱ」を除く。）について、従前の例によるものとする期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

- 3 改正後の規定にかかわらず、第7条、第9条及び第13条に定めるビジネスロー・コースについては、令和5年度以降に第3学年に進級する者から適用する。

- 4 第2項の規定の適用にあたっては、次表左欄に掲げる授業科目は、同表右欄に掲げる授業科目に読み替えるものとする。

旧規則上の授業科目	新規則上の授業科目
行政法Ⅰ	行政法基礎
行政法Ⅱ	行政法応用
アジア法	中国法
環境法	環境法Ⅰ
法と公共政策	環境法Ⅱ
国際法	国際公法Ⅰ
国際経済法	国際公法Ⅱ
国際人権法	国際公法Ⅲ
国際私法	国際私法Ⅰ
国際民事訴訟法	国際私法Ⅱ
法学研究基礎	法学研究

- 5 令和2年度以前（法学既修者については令和3年度以前）に入学したものが、前項に掲げる授業科目のうち、「環境法」、「法と公共政策」、「国際法」、「国際経済法」、「国際人権法」、「国際私法」及び「国際民事訴訟法」の単位を修得していた場合には、前項の表に基づき読み替えることができる。

- 6 改正前の規則の適用を受ける令和2年度以前（法学既修者については令和3年度以前）に入学した者について、留学、留年、休学その他やむを得ない事情により特別の対応が必要と考えられる場合の取扱いについては、当該学生の学年、修得単位数及びその内容、並びに学生の科目履修状況等を考慮して、法科大学院教授会が決定するものとする。

7 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

この規則は、令和4年12月7日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正前の規則別表中に示された科目のうち、次表左欄に掲げる授業科目を履修した者は、同表右欄に掲げる授業科目を履修したものとして取り扱う。

旧規則上の授業科目	新規則上の授業科目
ベンチャー企業と法の実務	【HBL】ベンチャー企業と法
コーポレート・ファイナンスと法の実務	【HBL】コーポレート・ファイナンスと法
M&Aの法実務（M&A契約の実務）	【HBL】M&Aの法務（M&A契約）
信託と金融の法実務	【HBL】信託と金融実務
公正取引と法の実務	【HBL】公正取引と法
倒産関係法の実務	【HBL】倒産関係法
労働紛争処理法の実務	【HBL】労働紛争処理法
M&A取引と租税法の実務	【HBL】M&A取引と租税法
企業責任法の実務	【HBL】企業責任法Ⅰ
商標法・不正競争防止法の実務	【HBL】商標法・不正競争防止法
ライセンス契約法の実務	【HBL】ライセンス契約法
国際法実務戦略	【HBL】国際法務戦略
M&Aの法実務（国際事業再編の実務）	【HBL】M&Aの法務（国際事業再編）
グローバル経済と競争法の実務	【HBL】グローバル経済と競争法
国際知的財産法の実務	【HBL】国際知的財産法
国際税務戦略の実務	【HBL】国際税務戦略
国際租税法の実務Ⅰ	【HBL】国際租税法Ⅰ
国際租税法の実務Ⅱ	【HBL】国際租税法Ⅱ
アメリカ労働法の実務	【HBL】アメリカ労働法
アメリカ企業課税法の実務	【HBL】アメリカ企業課税法
EU環境・ビジネス法の実務	【HBL】EU環境・ビジネス法
意匠法の実務	【HBL】意匠法
法実務特別講義Ⅰ	【HBL】法務特別講義Ⅰ
法実務特別講義Ⅱ	【HBL】法務特別講義Ⅱ
法実務特別講義Ⅲ	【HBL】法務特別講義Ⅲ
法実務特別講義Ⅳ	【HBL】法務特別講義Ⅳ
法実務特別講義Ⅴ	【HBL】法務特別講義Ⅴ
法実務特別講義Ⅵ	【HBL】法務特別講義Ⅵ
法実務特別講義Ⅶ	【HBL】法務特別講義Ⅶ
法実務特別講義Ⅷ	【HBL】法務特別講義Ⅷ
法実務特別講義Ⅸ	【HBL】法務特別講義Ⅸ
法実務特別講義Ⅹ	【HBL】法務特別講義Ⅹ
M&Aの法実務Ⅱ（ポラリス・キャピタル寄	【HBL】M&Aの法務Ⅱ（ポラリス・キャピタル

附講義)	寄附講義)
------	-------

3 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正前の規則別表中に示された科目のうち、次表左欄に掲げる授業科目を履修した者は、同表右欄に掲げる授業科目を履修したものとして取り扱う。

旧規則上の授業科目	新規則上の授業科目
会社法	商法Ⅱ
商法総則・商行為・手形小切手	商法Ⅰ

3 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

別表第1 法科大学院における必修科目（第3条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条及び17条関係）

年次（総単位数）	授業科目	単位数
第1年次（計31単位）		
	比較法制度論	1単位
	憲法Ⅰ	2単位
	憲法Ⅱ	2単位
	民法Ⅰ	3.5単位
	民法Ⅱ	3.5単位
	民法Ⅲ	4単位
	民法Ⅳ	1単位
	刑法Ⅰ	4単位
	刑法Ⅱ	2単位
	民事訴訟法	4単位
	刑事訴訟法	4単位
第2年次（計28単位）		
	公法演習Ⅰ	2単位
	民事法演習Ⅰ	2単位
	民事法演習Ⅱ	2単位
	民事法演習Ⅲ	2単位
	刑事法演習Ⅰ	2単位
	刑事法演習Ⅱ	2単位
	企業法演習Ⅰ	2単位
	法曹倫理Ⅰ	1単位
	民事裁判基礎Ⅰ	1単位
	行政法基礎	2単位
	行政法応用	2単位
	商法Ⅱ	4単位
	商法Ⅰ	2単位
	民事判例研究	1単位
	刑事法演習Ⅲ	1単位
第3年次（計18単位）		

法曹倫理Ⅱ	1 単位
模擬裁判（民事）	1 単位
模擬裁判（刑事）	2 単位
発展ゼミⅠ	2 単位
発展ゼミⅡ	2 単位
民事裁判基礎Ⅱ	2 単位
民事法務基礎	2 単位
刑事実務概論	1 単位
公法実務基礎	1 単位
公法演習Ⅱ	1 単位
企業法演習Ⅱ	1 単位
問題解決実践	2 単位

別表第2 法科大学院における選択科目（第3条、第6条、第7条、第8条、第9条、第11条及び第14条関係）

年次・科目群・授業科目	単位数	履修要件	
(A) 第2年次における選択科目			
選択科目群 1			
西洋法制史	2 単位	1 科目 2 単位 (B) 1 — 2 からも選択可	
日本法制史	2 単位		
中国法	2 単位		
法哲学	2 単位		
法社会学	2 単位		
比較法文化論	2 単位		
選択科目群 2			
環境法Ⅰ	2 単位	2 科目 4 単位	
環境法Ⅱ	2 単位		
租税法Ⅰ	2 単位		
租税法Ⅱ	2 単位		
倒産処理法Ⅰ	2 単位		
倒産処理法Ⅱ	2 単位		
知的財産法Ⅰ	2 単位		
知的財産法Ⅱ	2 単位		
労働法Ⅰ	2 単位		
労働法Ⅱ	2 単位		
独占禁止法Ⅰ	2 単位		
独占禁止法Ⅱ	2 単位		
国際公法Ⅰ	2 単位		
国際公法Ⅱ	2 単位		
国際公法Ⅲ	2 単位		
国際私法Ⅰ	2 単位		
国際私法Ⅱ	2 単位		
(B) 第3年次における選択科目			
選択科目群 1 — 1			

	英米法	2 単位	いずれか 1 科目 2 単位
	法律英語	2 単位	
選択科目群 1－2			
	法と心理学	2 単位	1 科目 2 単位 (A) 1、 (B) 1－1 の未履修科目から履修してもよい。
	法と経済学	2 単位	
選択科目群 2			
	EU法	2 単位	6 単位
	国際関係学	2 単位	
	民事執行法	2 単位	
	信託法	2 単位	
	少年法	2 単位	
	比較刑事司法	2 単位	
	情報法	2 単位	
	消費者法	2 単位	
	医事法	2 単位	
	社会保障法	2 単位	
	国際取引法	2 単位	
	金融商品取引法	2 単位	
	外国法文献読解Ⅰ	2 単位	
	外国法文献読解Ⅱ	2 単位	
	【HBL】ベンチャー企業と法	1 単位	
	【HBL】コーポレート・ファイナンスと法	2 単位	
	【HBL】M&Aの法務（M&A契約）	2 単位	
	【HBL】信託と金融実務	2 単位	
	【HBL】公正取引と法	2 単位	
	【HBL】倒産関係法	2 単位	
	【HBL】労働紛争処理法	2 単位	
	【HBL】M&A取引と租税法	1 単位	
	【HBL】企業責任法Ⅰ	1 単位	
	【HBL】商標法・不正競争防止法	2 単位	
	【HBL】ライセンス契約法	2 単位	
	【HBL】国際法務戦略	2 単位	
	【HBL】M&Aの法務（国際事業再編）	2 単位	
	【HBL】グローバル経済と競争法	2 単位	
	【HBL】国際知的財産法	1 単位	

	【HBL】国際税務戦略	2 単位
	【HBL】国際租税法Ⅰ	1 単位
	【HBL】国際租税法Ⅱ	1 単位
	【HBL】アメリカ労働法	2 単位
	【HBL】アメリカ企業課税法	1 単位
	【HBL】EU環境・ビジネス法	2 単位
	【HBL】意匠法	1 単位
	【HBL】法務特別講義Ⅰ	2 単位
	【HBL】法務特別講義Ⅱ	2 単位
	【HBL】法務特別講義Ⅲ	1 単位
	【HBL】法務特別講義Ⅳ	1 単位
	【HBL】法務特別講義Ⅴ	2 単位
	【HBL】法務特別講義Ⅵ	2 単位
	【HBL】法務特別講義Ⅶ	1 単位
	【HBL】法務特別講義Ⅷ	1 単位
	【HBL】法務特別講義Ⅸ	1 単位
	【HBL】法務特別講義Ⅹ	1 単位
	【HBL】M&Aの法務Ⅱ (ポラリス・キャピタル寄附講義)	2 単位
	【HBL】金融取引と法	2 単位
	【HBL】SDGsと法	1 単位
	【HBL】中小企業M&Aと法 (日本M&Aセンターホールディングス寄附講義)	1 単位
	【HBL】特許出願戦略	2 単位
	【HBL】企業不祥事対応の実務及び不祥事予防の実務	1 単位
	選択科目群A—2のうちの未履修科目(3年次のみ履修可)	各 2 単位
	選択科目群 3	
	公法演習Ⅲ	1 単位
	企業法演習Ⅲ	1 単位

別表第3 ビジネスロー・コースにおけるコース必修科目及びコース選択科目(第3条、第7条、第9条及び第13条関係)

コース及び授業科目	単位数	履修要件
(A) コース必修科目(計8単位)		
必修科目群A		5科目8単位
実践ビジネスローⅠ	1 単位	
実践ビジネスローⅡ	1 単位	

	ワールド・ビジネス・ロー	2 単位
必修科目群B		
	企業法務Ⅰ（企業法務・交渉）	2 単位
	企業法務Ⅱ（ファイナンス・買収）	2 単位
(B) コース選択科目（計 2 単位）		
実践ゼミ		
	知的財産法	1 単位
	独占禁止法	1 単位
	国際経済法	1 単位
	税法	1 単位

別表第 4 随意科目及び自由選択科目（第 3 条、第 8 条、第 9 条、第 15 条及び第 16 条関係）

科目区分	履修年次	授業科目	単位数
随意科目	第 1 年次	導入ゼミ	1 単位
	第 1 年次	法律文書作成ゼミ	1 単位
自由選択科目	第 2 年次	エクスターンシップ	1 単位
	第 2 年次	法律相談クリニック	1 単位
その他科目	第 3 年次	法学研究	4 単位

別表第 5 重複履修が認められる科目（第 5 条関係）

授業科目	履修年次	単位数
発展ゼミⅠ	第 3 年次	2 単位
発展ゼミⅡ	第 3 年次	2 単位

（目的）

第1条 この細則は、一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則（平成16年規則第98号。以下「規則」という。）中、別に定めるものと規定されている事項及び規則の実施に必要な事項について定めることを目的とする。

（規則第7条第4項及び第9条第3項に定める修了認定の申請手続）

第2条 ビジネスロー・コースの履修を許可された者が、規則第7条第1項に掲げる修了要件を満たさないときに、同条第4項の規定により第6条の修了要件に基づいて修了したことの認定を求めようとする場合には、法科大学院が修了認定結果を公表した日から1週間以内に所定の様式に成績表を添えて、法科大学院長あてに提出しなければならない。

2 前項の規定は、規則第9条第3項の規定に基づき、法学既修者の中でビジネスロー・コースの履修を許可された者が、同条第1項に掲げる修了要件を満たさないときに、規則第8条の修了要件に基づいて修了したことの認定を求めようとする場合に準用する。この場合、「規則第7条第1項」は「規則第9条第1項」と、「同条第4項」は「同条第3項」と、「第6条」は「第8条」と、読み替える。

（定期試験の追試験、再試験の追試験又は追試験の追試験に関する許可要件）

第3条 規則第21条第3項に規定する「法科大学院教授会が別に定める事由」とは、次の各号に定めるものとする。

- 一 病気であつて、定期試験に欠席することが相当であると医師が認めたとき。
- 二 事故等による本人の怪我等により、定期試験に欠席することが相当であると医師が認めたとき。
- 三 配偶者、親及び子の葬儀により、定期試験に欠席することが相当であると法科大学院教授会が認めたとき。
- 四 その他、前3号に準ずる場合であつて、定期試験に欠席することが相当であると法科大学院教授会が認めたとき。

第4条 削除

（追試験願いに添付されるべき書類）

第5条 規則第22条第3項に規定する「法科大学院教授会が別に定める必要書類」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 第3条第1号及び第2号の場合 医師の診断書
- 二 第3条第3号の場合 死亡証明書及び戸籍抄本
- 三 第3条第4号の場合 当該事由の存在を証明するために必要な医師の診断書、死亡証明書、戸籍抄本その他これに準ずる証明書類

2 規則第22条第3項にいう「所定の期日」とは、当該試験の日から1週間後の日とする。

（必修科目GPAの算出方法及び基準値）

第5条の2 必修科目GPAは、当該年度において履修した必修科目の単位数に、成績評価がAであれば4、Bであれば3、Cであれば2、Dであれば1、Fであれば0を乗じて得た数を合計し、これを、当該年度の必修科目の合計単位数で除算して算出する。ただし、必修科目のうち、成績評価をE又はF（合格又は不合格）のみとする科目については、算入しない。

2 必修科目GPAの基準値は、1.7とする。

（ビジネスロー・コースの許可手続）

第6条 規則第13条第1項に定めるビジネスロー・コースの履修許可の手続については、同条第5項及び第6項によるほか、法科大学院教授会が別に定める実施要綱によるものとする。

（法学研究の履修手続）

第7条 規則第18条第1項ただし書きに基づいて、「法学研究」の履修を登録しようとする学生が、その前に、指導を希望する教員の承認を得るに際しては、履修登録期間開始日の遅くとも3日前までに所定の申請書を当該教員に提出しなければならない。

（他大学院における修得単位の認定）

第8条 規則第25条第1項に規定する他大学院等修得単位認定は、次の各号のすべてを満たした場合に認められるものとする。

- 一 他大学院等修得単位認定を受けようとする者は、規則第6条の規定に基づき法科大学院を修了することとなる者であること。
- 二 他大学院等修得単位認定を受けようとする科目の単位数の合計は、一橋大学学則（平成16年規則第2号。以下「学則」という。）第64条に定める上限を超えないこと。
- 2 規則第25条第2項にいう「所定の期日」とは、入学年次の春学期における履修登録の登録期間終了日までとする。
- 3 規則第25条第3項にいう「別に定める必要書類」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 外国の大学院において単位を修得した科目の概要を記載した当該大学院発行の書類（シラバス等）及びその邦訳（申請者によるものであることを妨げない。）
- 二 外国の大学院において単位を修得した科目の概要を記載した当該科目担当教員作成の書面（署名がされたものでなければならない。）及びその邦訳（申請者によるものであることを妨げない。）
- 三 その他外国の大学院において単位を修得した科目の内容を証明する外国の大学院又は大学院に所属する教職員が作成した書類及びその邦訳（申請者によるものであることを妨げない。）
- （先行履修単位認定）
- 第9条 規則第25条の2第1項に規定する先行履修単位認定は、次の各号のすべてを満たした場合に認められるものとする。
- 一 先行履修単位認定を受けようとする者は、規則第6条の規定に基づき法科大学院を修了することとなる者であること。
- 二 先行履修単位認定により履修科目として認定される科目は、規則別表第1に定める「行政法基礎」及び「商法Ⅱ」であること。
- （入学前既修得単位認定）
- 第10条 規則第25条の3第1項に規定する入学前既修得単位認定は、次の各号のすべてを満たした場合に認められるものとする。
- 一 入学前既修得単位認定を受けようとする者は、規則第6条の規定に基づき法科大学院を修了することとなる者であること。
- 二 入学前既修得単位認定により履修科目として認定される科目は、規則別表第2のA欄並びに別表第2のB欄中の選択科目群1—1、1—2及び3に定める選択科目であること。
- 三 入学前既修得単位認定を受けようとする科目の単位数の合計は、学則第65条の4に定める上限を超えないこと。
- （法科大学院長による警告及び助言の要件）
- 第11条 法科大学院長は、次のいずれかの要件を満たした学生に対して、直ちに警告及び助言をするものとする。
- 一 春学期及び夏学期の授業科目又は秋学期及び冬学期の授業科目においてD以下の評価を受けた科目の単位数を合計した数が、それぞれの2学期における履修科目の単位数を合計した数の3割を超えたとき。
- 二 夏学期末においては春学期及び夏学期の必修科目GPAが、冬学期末においては当該年度の必修科目GPAが、2.0未満のとき。
- （再入学の申請手続）
- 第12条 規則第30条第2項の規定により法科大学院に再入学しようとする者は、所定の様式に、次の各号に定める必要書類を添えて、学長あてに提出しなければならない。
- 一 留年若しくは休学又は退学若しくは除籍がやむを得ない理由によるものであることを証明する医師の診断書（在学の当時に発行されたものに限る。）その他の証明書類
- 二 退学の場合には法科大学院の退学許可書、除籍の場合には法科大学院の除籍通知
- 附 則
- この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則
- この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則
- この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

第2条 前条の規定にかかわらず、平成20年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年6月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年9月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行し、改正後の一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）細則の規定は、令和元年9月17日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、令和2年度以前（法学既修者については令和3年度以前）に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規定にかかわらず、ビジネスロー・コースについては、令和5年度以降に第3学年に進級する者から適用する。
- 4 令和2年度以前（法学既修者については令和3年度以前）に入学した者について、留学、留年、休学などのやむを得ない事情により、特別の対応が必要と考えられる場合の取扱いについては、当該学生の学年、修得単位数及びその内容並びに科目履修状況等を考慮して、法科大学院教授会が決定するものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年12月7日から施行する。

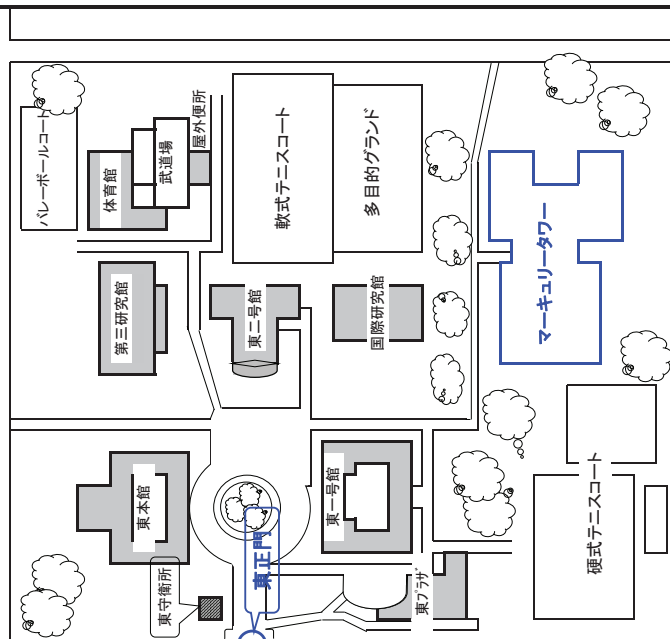
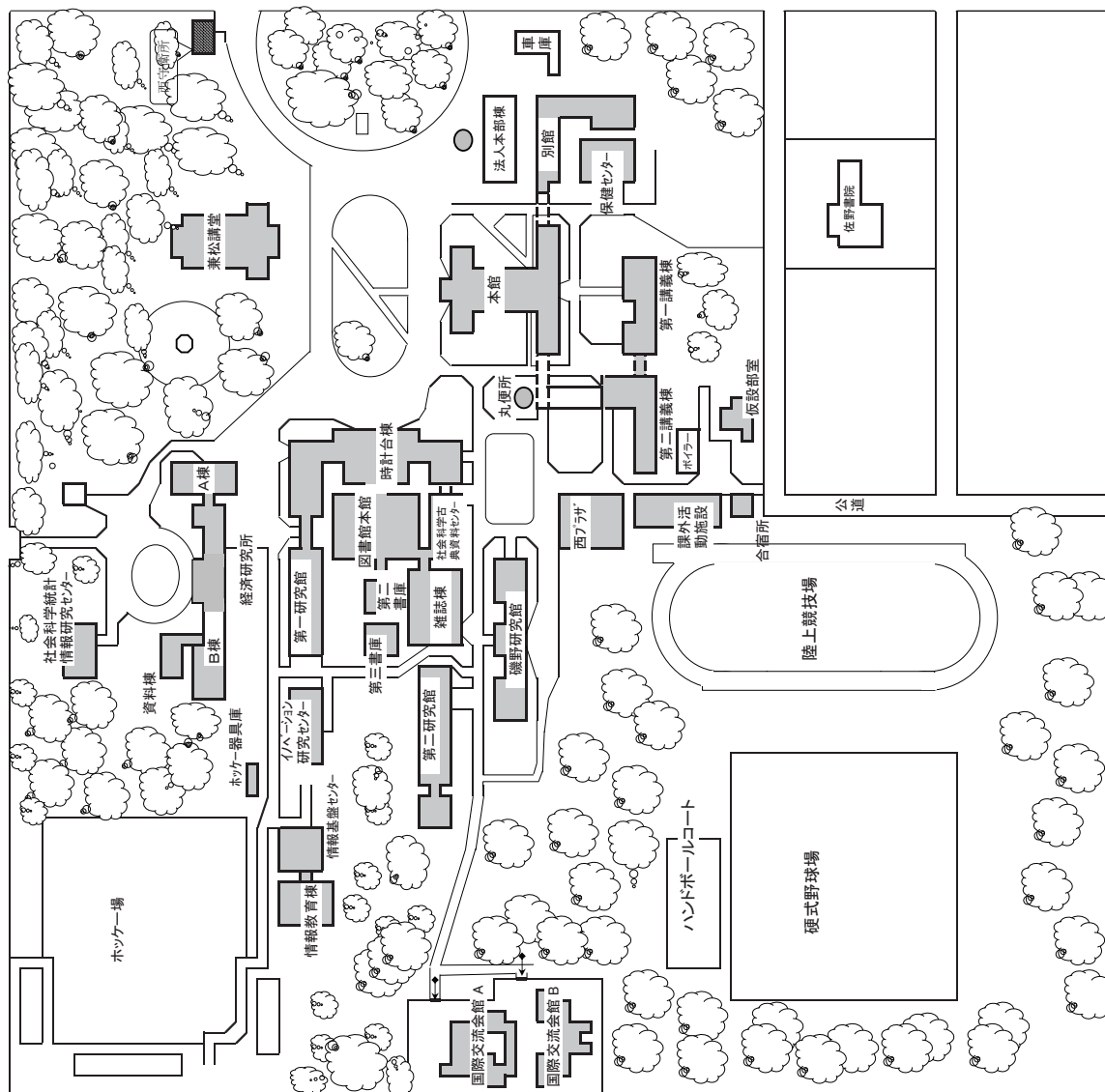
附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

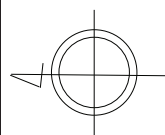
国立キャンパス建物配置図



↑ 至 国立駅

大学通り

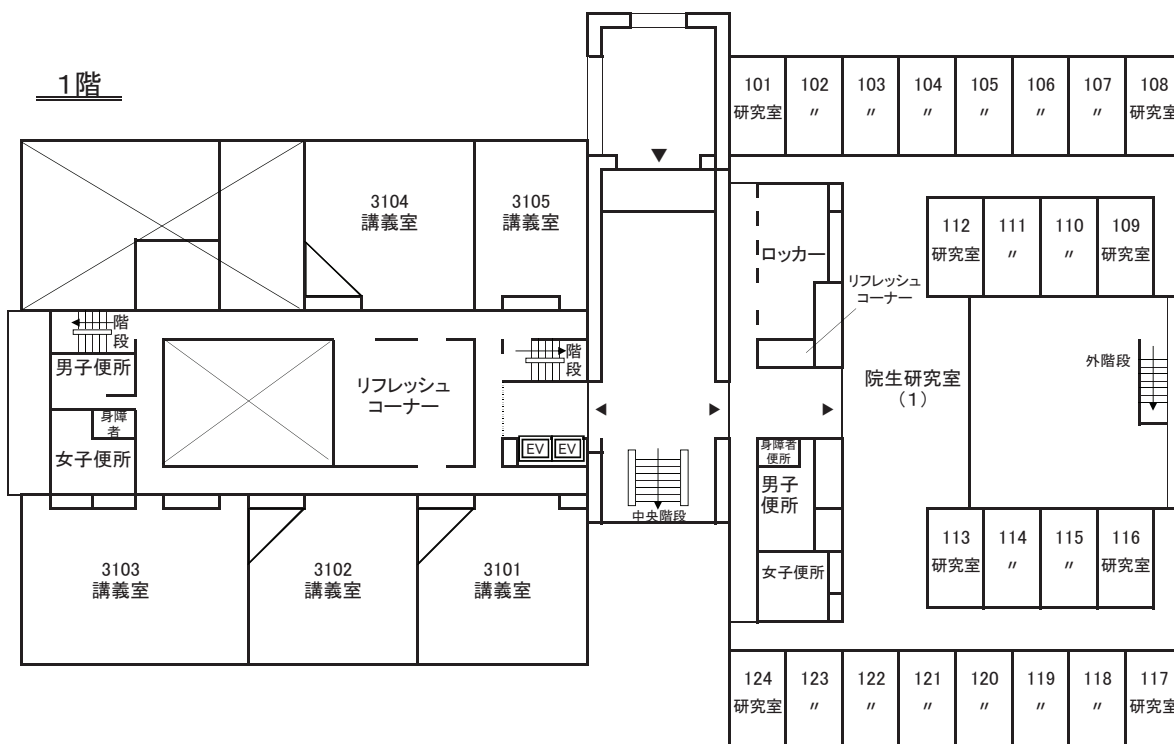
至 谷保駅



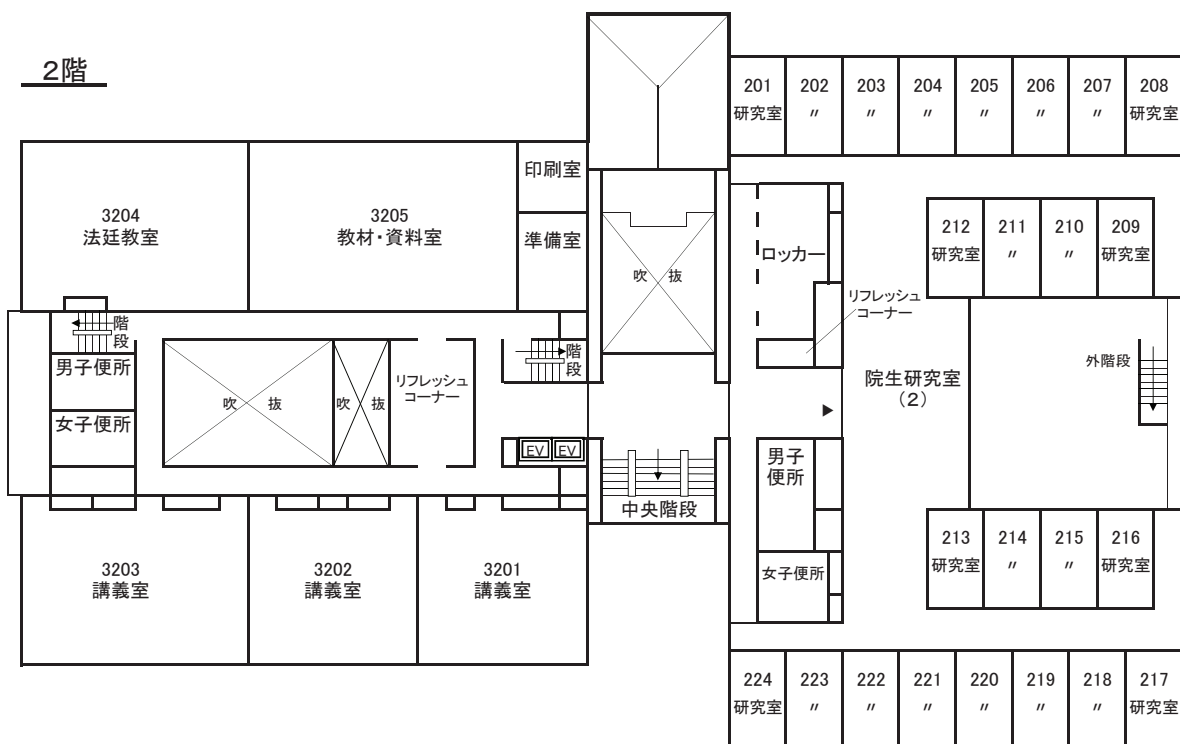
マーキュリータワー1,2階



1階



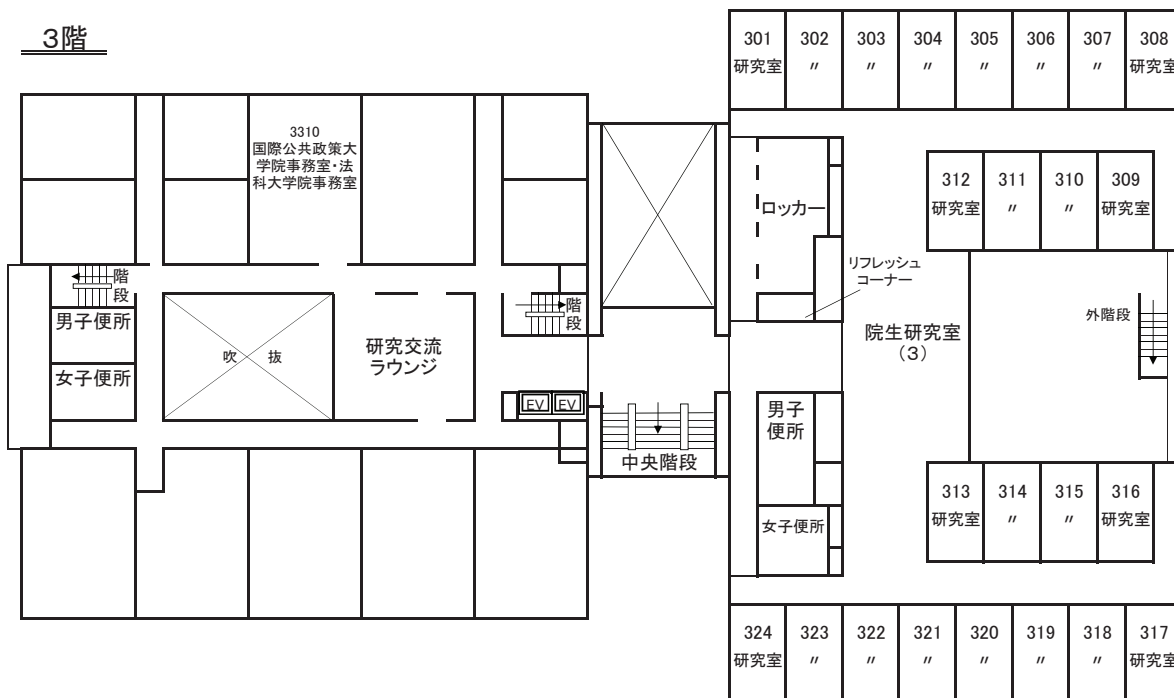
2階



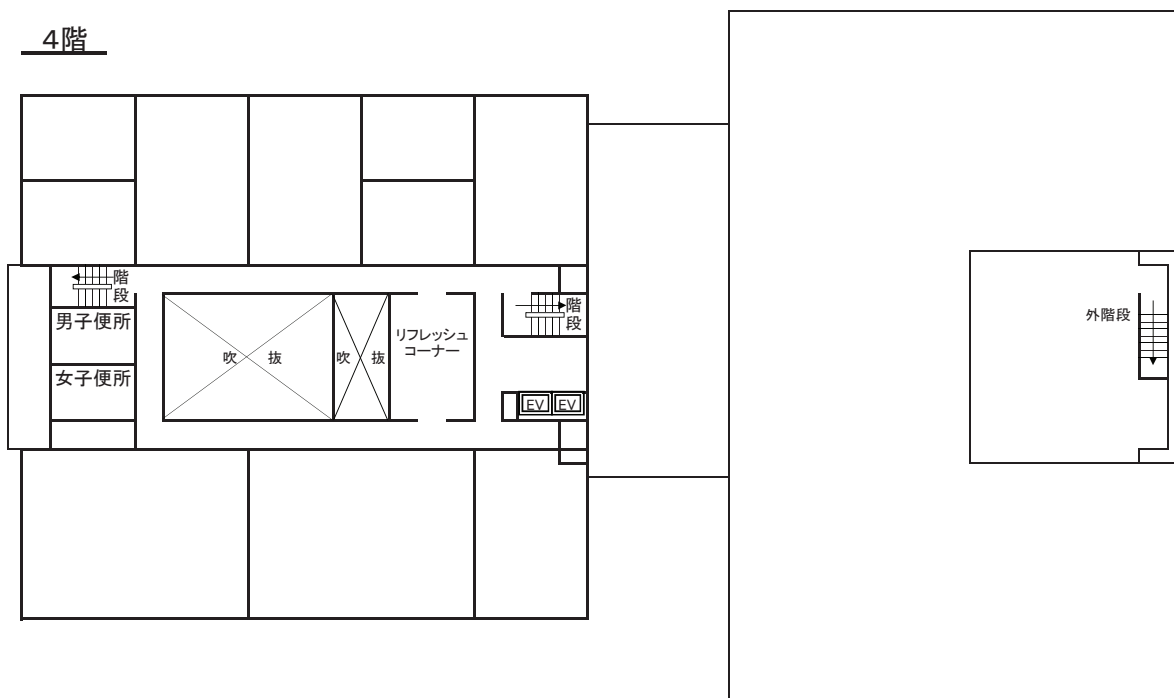
マーキュリータワー3,4階



3階



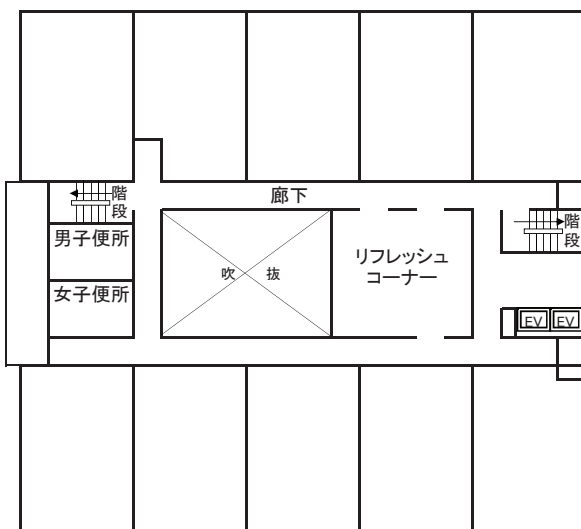
4階



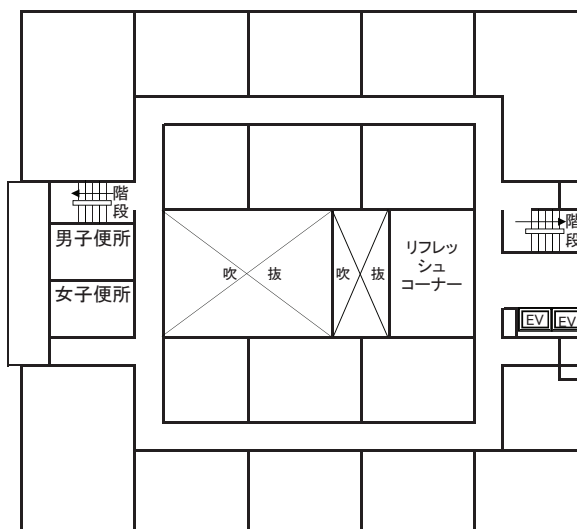
マーキュリータワー5～7階



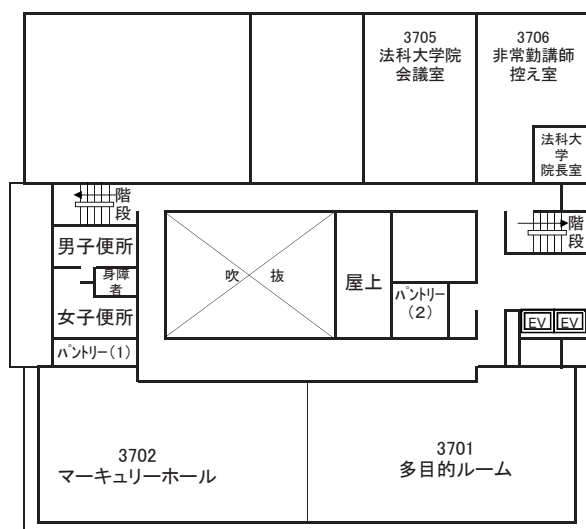
5階



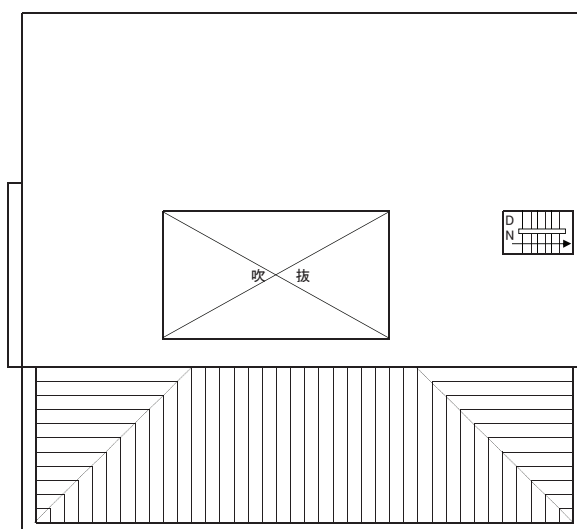
6階



7階



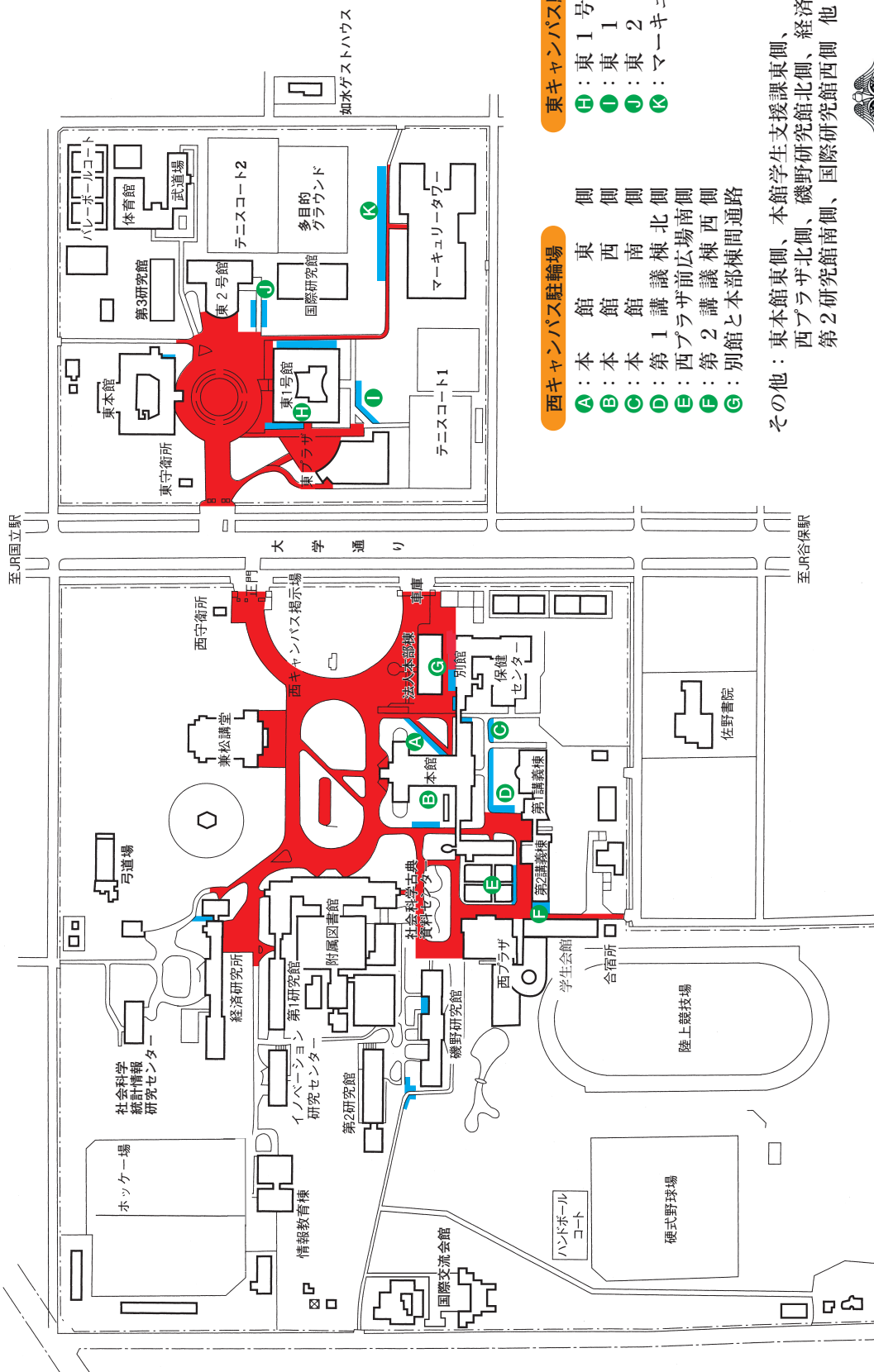
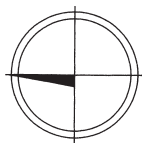
屋上



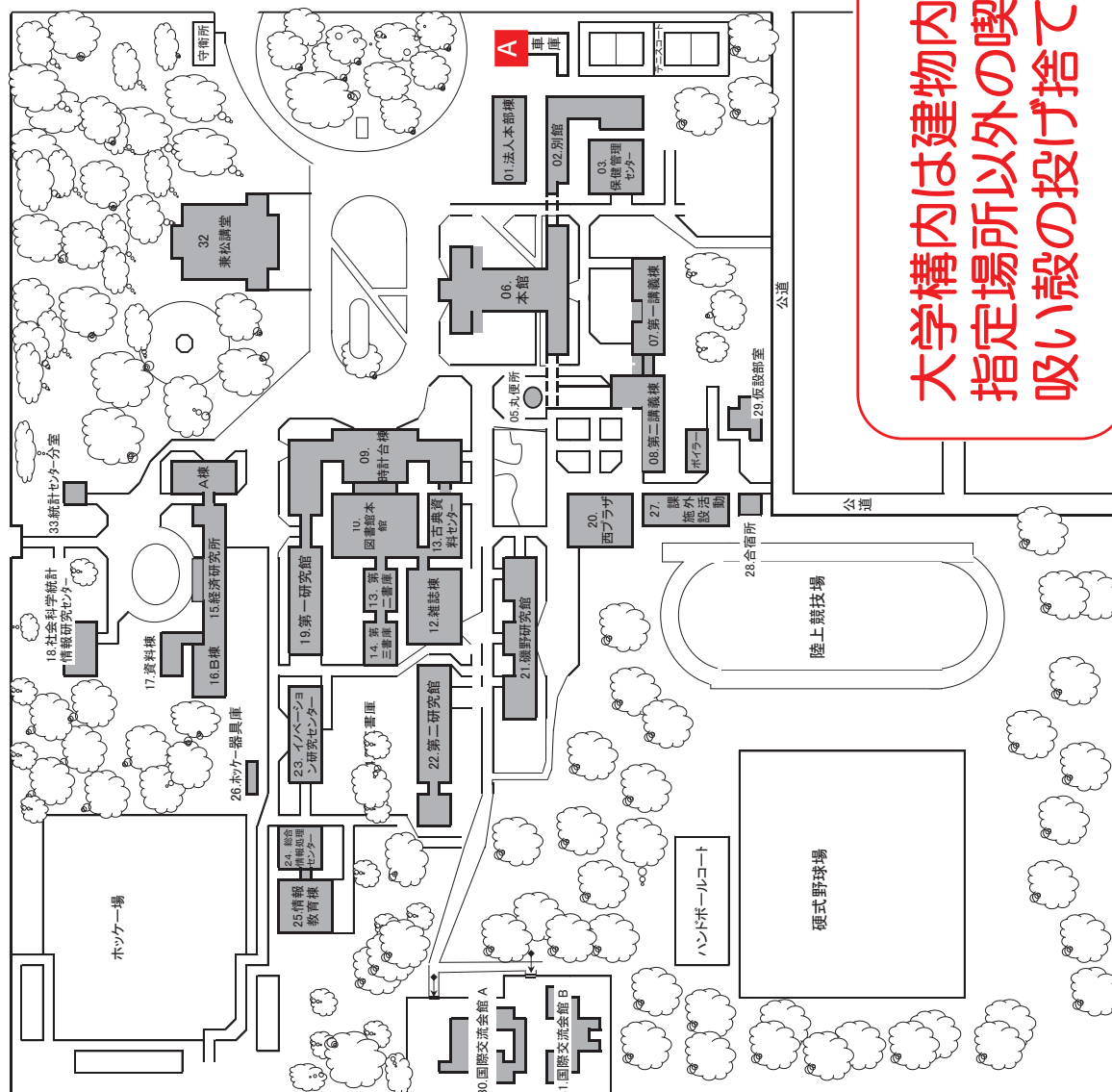
国立キャンパス駐輪場及び駐輪禁止ゾーンの案内

自転車は、下記の駐輪場（青色で表示）に駐輪してください。
また、赤色で表示する区域は、駐輪禁止ゾーンで、取り締まり重点区域となっています。
違反自転車は、断り無く撤去することがありますので、ご注意ください。

なお、自動二輪車での入構及び通学は禁止しています。また、大学各門の付近や歩道上への駐車は違法であり、一般市民等への迷惑となりますので絶対にやめましょう。大学門付近の通行は、歩行者の妨げにならないよう、特に注意してください。



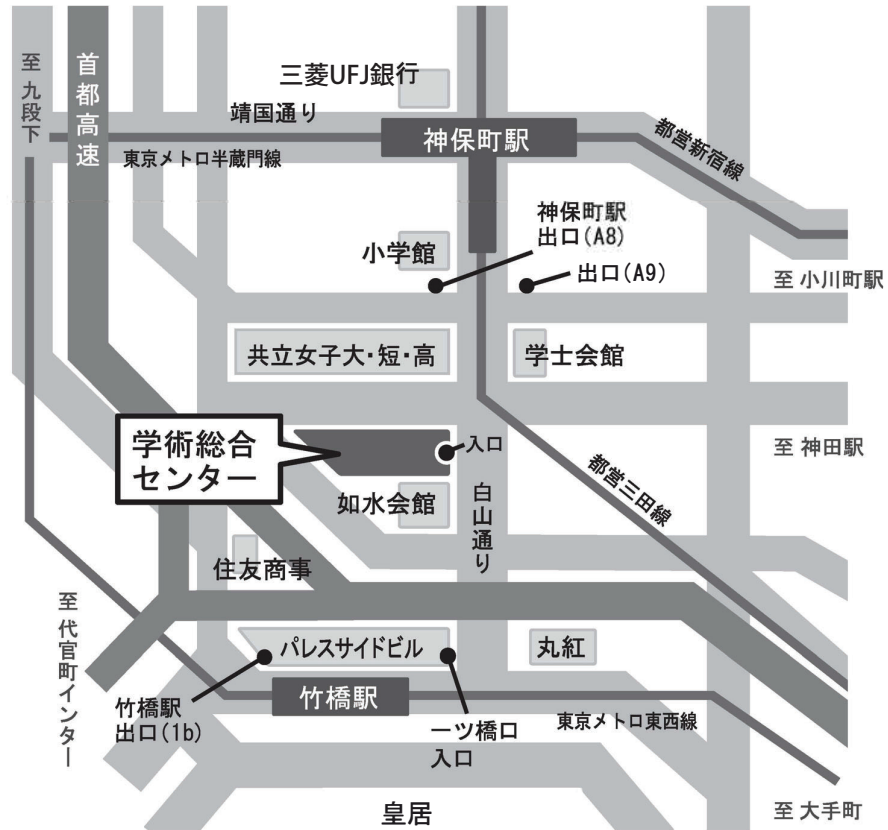
一橋大学国立キャンパス指定喫煙場所【灰皿設置場所】



大学構内は建物内も含め禁煙です。上記の指定場所以外の喫煙（電子タバコを含む）、吸い殻の投げ捨ては厳禁です。

令和元年7月1日以降の指定喫煙場所

学術総合センター

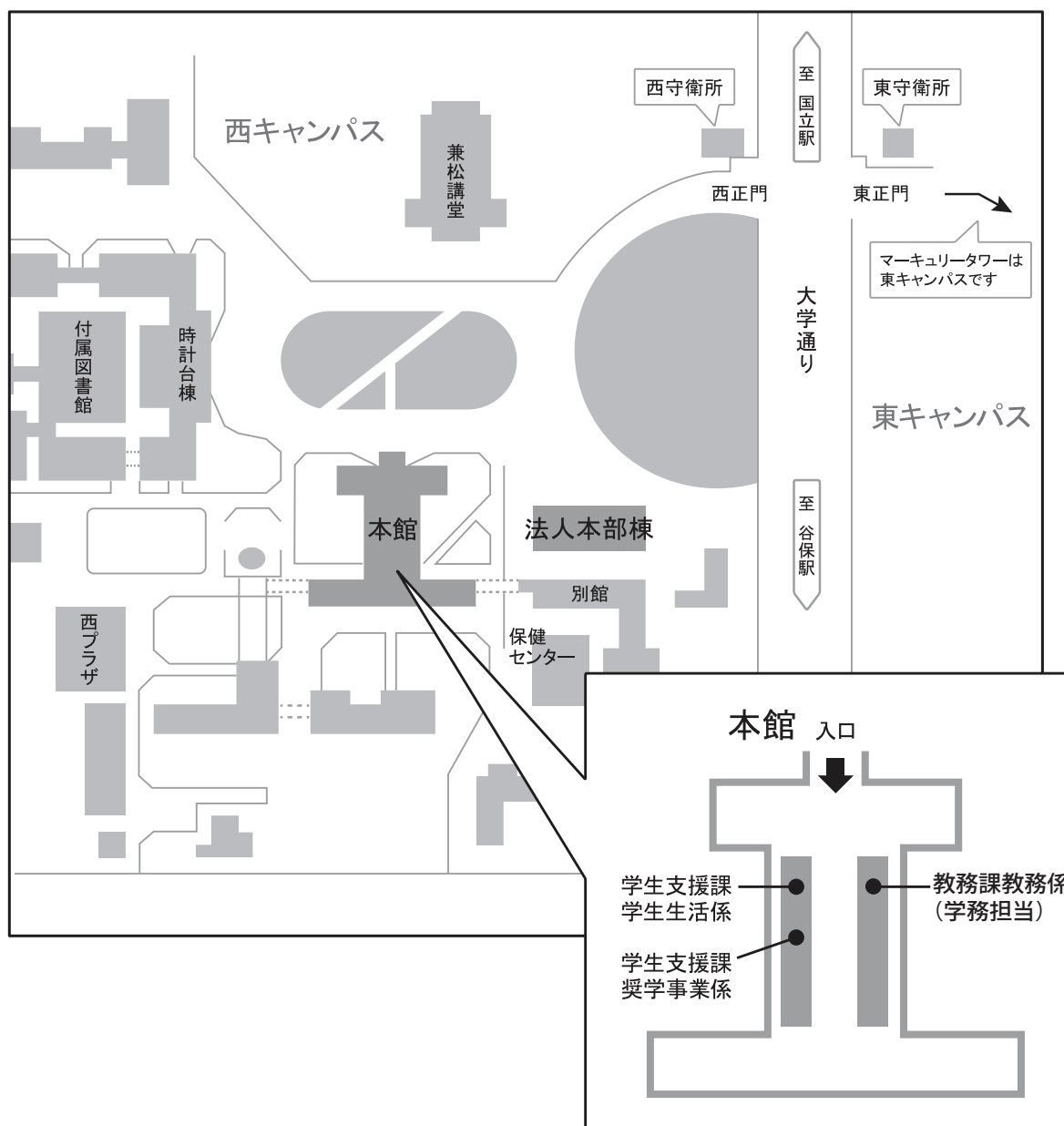


所在地： 〒101-8439
東京都千代田区一ツ橋 2-1-2
(電話) 03-4212-3400 (講義準備室)

交通アクセス： 東京メトロ半蔵門線／都営地下鉄三田線・新宿線
■神保町駅 A8 出口 徒歩 3 分

東京メトロ東西線
■竹橋駅 1b 出口 徒歩 4 分

国立西キャンパス建物配置図



お問い合わせ先

- | | | | |
|----------------------|-------|----------|----------------|
| 学生証の紛失・磁気不良などによる再発行 | ----- | 本館 | 教務課 教務係 (学務担当) |
| 施設の故障、備品の補充について | ----- | 本館 | 教務課 教務係 (学務担当) |
| 落とし物、忘れ物の問合せ | ----- | 本館 | 学生支援課 学生生活係 |
| 奨学金関係の手続き、ご相談など | ----- | 本館 | 学生支援課 奨学事業係 |
| 法学研究科 博士課程への進学などについて | ----- | 法人本部棟 4階 | 法学研究科事務室 |